

資料・研究ノート

ジャワの村落における社会変容の一考察

——日本軍政下の粃供出制度とその影響——

倉 沢 愛 子\*

**Social Changes in Javanese Villages, 1942-45:  
The Forced Delivery System and Its Impact**

Aiko KURASAWA\*

Javanese society underwent various social changes during the Japanese Military Occupation (1942-45). Some of the most important changes resulted from the establishment of a system which forced the peasants to deliver agricultural products, especially paddy, to the government, and the introduction of new institutions to carry out this policy. The Japanese, in need of huge amounts of provisions for continuing the war and the occupation, ordered the Javanese peasants to "sell" a certain percentage of their paddy (usually 30 to 40 percent) to the government at a fixed price.

This policy had a tremendous impact both on village politics and on the peasants' lives. The

Japanese set up government-sponsored cooperatives called *kumiai* which were modeled after Japanese agricultural cooperatives (*nokyo*). *Pamong praja* (civil servants) and village chiefs played an important role in implementing the policy, which led to the undermining of their prestige among the people. Forced Delivery also caused a sharp decline in the peasants' welfare. Starvation spread and general living conditions deteriorated so much that finally, in 1944, the death rate exceeded the birth rate.

This paper discusses how the Forced Delivery System worked and its social, economic, and political effects.

はじめに

本稿は、日本軍政期のジャワにおいて導入された粃供出制度が村落社会に与えた影響について考察せんとするものである。筆者がこの問題に関心を抱いた背景には、次のような問題意識が存在した。

1940年代のインドネシア社会は、急激な政治的变化とともに、さまざまな社会的変容を体験した。オランダ植民地政権の崩壊、日本軍による占領統治、そして独立戦争という激動の中で、その社会の既成の秩序の多くは挑戦を受け、動揺し、かつ変容していった。この時期の歴史に関する研究は、最初、民族独立革命への関心という形で始まった。ケーヒン(Kahin)が1952年に著わした、*Nationalism and Revolution in Indonesia* [9]はその代表的なものであり、彼はこの中で、対オランダ独立戦争の路線をめぐる対立する1945-1949年期のインドネシアの中央政界の動き

\* History Department, Cornell University. 現住所：〒562 箕面市粟生外院244-1 箕面東コーポラスB-417

(注) インドネシア語の綴りは原則として新綴りを採用したが、固有名詞、文献表題、ならびに引用部分は原文(旧綴りならびにオランダ式綴り)に従った。

に焦点を当てて論じている。

その後1960年代になって、一連の地方史が登場してくるに伴って、各地方のインドネシア社会が内包していた民族内部のさまざまな亀裂や対立の存在が注目されるようになった。そのような中で、革命期の歴史を「民族革命」という側面からではなく、「社会革命 (revolusi sosial)」という視点からとらえようとする動きが出てきたのである。これらの研究の中で、「社会革命」として論ぜられている現象は、必ずしも社会構造の根本的な変革を目指す行為ではなく、<sup>パモン・プラジャ</sup>地方行政官 (pamong praja)<sup>1)</sup>に代表されるような伝統的権威に対する挑戦である。より具体的にいえば、さまざまな社会グループによる、地方行政官や区長のつるし上げ、ページ、誘拐、殺害などの行為である。それは、ある時には、新興の世代や社会グループによる挑戦という形をとり、またある場合には、地方エリート間の権力闘争的な色彩を帯びていた。アンダーソン (Benedict Anderson) はこれを、新しい価値観と戦闘性を日本時代に学んだ<sup>キアイ・ウラマ</sup>急進的青年たちによる「プムダ主義 (pemudaism)」の抵抗という側面からとらえている。そして、その代表的な例としてスラカルタ (Surakarta) の社会革命をあげている[1]。しかしこの「プムダ主義」の現われ方は各地方で異なり、たとえばバンテン (Banten) においては、回教指導

者の封建支配層に対する闘争という形で、いわゆる「アリラン」<sup>2)</sup>の断面に沿って進行したし、またテガル (Tegal) では、ジャゴ (jago, ならず者の集团的リーダー) たちが権力を握った、という実例をもアンダーソンは指摘している。

スメイル (John Smail) もまた、バンドン (Bandung) の社会史に関する研究 [16] で、「社会革命」という表現は使っていないが、地方行政官の誘拐や殺害という現象に触れている。彼はそれを、多民族混合的 (multi-ethnic) な性格をもったバンドンの青年民族主義者が、スダ貴族の流れをくむ地方行政官に対して行なった挑戦とみている。

また、ジャワの事例研究ではないが、リード (Anthony Reid) は北スマトラやアチェの「社会革命」に関する研究 [31] の中で、これを、回教指導者と封建支配層との間の権力闘争という側面からみている。

このように、「社会革命」と総称される事象についての研究は、これまで、主として地方政治における一種の権力闘争という視点からとらえられ、問題関心はリーダーシップの分析や相対立する社会グループ間の文化的、イデオロギー的亀裂の解明というような点におかれてきた。確かにジャワにおける「社会革命」の重要な要素として、地方エリート間の権力闘争という側面があったことは否めない

1) 直訳すればパモンは保護者、プラジャは国家という意味で、一般には、県長 (bupati)、郡長 (wedana)、村長 (camat) などの地方行政単位の首長、副首長などを指す。ただし、日本軍政期には、さらにその下の区長 (lurah) もパモン・プラジャの中に含めて論じられているので、ここではそれに従った。なお本稿においては、地方行政官の役職名や地方行政単位の名称などは、日本軍政時代の正式な呼称に従った。とりわけ、村長と区長の区別がまぎらわしいが、前者は onder-district の長たる camat のことであってデサ長 (lurah) ではない。一方、区長がこのデサ長に当たるものである。

2) ジャワには、その価値観、生活様式、行動様式などにおいてイスラムの浸透度が比較的強いサントリ (santri, もともと回教塾の学生という意味である)・グループと、それに対してイスラムの比較的弱いアバンガン (abangan, もともと「赤き人々」というほどの意味でサントリ側からつけられた蔑称である)・グループとが存在することが指摘されている。このそれぞれの社会集団はアリラン (aliran, 直訳すれば流れ) と呼ばれている。なお、アバンガン・グループの中には貴族的背景をもつプリヤイ (priyai) も含まれており、しばしばそれを強調する意味でプリヤイ＝アバンガン・グループと称されることもある。

い。しかし、「社会革命」には同時に、支配者に対する大衆 (rakyat) の抵抗運動としての側面もあり、本稿における筆者の関心は主としてその側面に向けられている。すなわち、「大衆が主権を行使する (mendaulat)」運動としての「社会革命」であり、その背後には、そのころ指導者や大衆の間でしばしば口にされた「人民主権 (kedaulatan rakyat)」という概念があった。<sup>3)</sup> 大衆にとってこれは、むづかしい政治学的概念ではなく、支配者への報復に正当性を賦与するための一種の呪文のような性格をもった言葉であった。リードは、「社会革命」における大衆参加を指摘しながらも、これを「エリート間の権力闘争の村落における反<sup>リバーカウション</sup>映」という観点でとらえているが [14: 61]、果たしてそのような角度からだけでこの運動を理解してよいのであろうか。事実この時期の大衆による運動の背景には回教指導者による煽動があったり、また除去された区長や地方行政官の後任にイスラム系の人物が選ばれたような例が多いことは確かである。つまり、「大衆」の「支配者」に対する闘争は、サントリ対プリヤイ=アバンガンという文化的対立や、エリートの権力闘争の問題とも切り離せない形で出現していることは否定できない。しかし、純粹に「大衆」レベルでみてゆくと、「社会革命」と呼ばれる現象の中には、そのような側面からだけでは理解しきれない部分があるように思われる。大衆、とりわけ村落社会の農民たちが、この時期にこのような形で行動をとった背景には、彼らなりの主体的な意思や必然性が存在したと考えられる。オランダ時代に民族主義政党があらゆる努力にもかかわらず大衆基盤をもちえなかったという事実は、上からの組織化以上に大衆の側からの自発性が重要なことを示している。1940年代後期に、たとえリーダーシップとイデオロギー (kedau-

3) これに関しては [1: 334] 参照。

latan rakyat) がそろったとしても、それだけで農民たちが行動に出るということはない。スコット (James Scott) のいうように、農民は「生命の維持にとって必要なぎりぎりの水準 (subsistence level)」が脅かされるまでは、たやすく立ち上がらないものである。<sup>4)</sup> それでは、このサブシステンス・レベルを割るような状況が、1940年代のジャワには広範に存在したのであろうか？

そのように考えていった時、筆者は、「社会革命」の理解には、1940年代のジャワ農民を取り巻いていた社会経済状況の実証的解明が必要であり、そのためにはまず、日本軍政期の経済的収奪とそれによってもたらされた村落社会の変容についての考察が必要である、との認識にいたったものである。

日本軍にとってジャワ占領の最大の目的は資源の確保にあった。彼らは、ジャワ島に駐屯する日本軍将兵、軍政要員、日本人企業関係者の自活のための物資はもちろんのこと、他の南方占領地や前線、あるいは日本本国向けの物資をもここで獲得することを目指していたのである。中でも米穀は、ジャワの住民にとっても、また日本軍にとっても最も重要な食糧であり、双方にとって死活問題であった。ジャワは戦前から多少の米の余剰を生みだしていたため、日本当局はこれを、食糧不足のスマトラ、海軍支配地区 (スラウェシ、カリマンタン、東インドネシア方面)、シンガポールへの供給、およびニューギニア戦線への補給に当てようとしたのである。もちろんそれをまかなうためには、従来からの余剰分では大幅に不足であるため、強行手段によって大量の米を農民の手から集荷することが必要であった。かくして米は重要物資に指定されて当局の厳しい統制下におかれ、また集荷の効率を高めるために生産者に収の強制供出制度が課されたのであった。本稿において目

4) [15] 参照。

指しているのは、そのような状況下におかれたジャワの農民の生活に関する社会的経済的考察であり、まず第I章において、粃供出制度の実態を究明し、しかるのちに第II章においてその制度が農村社会にどのような影響を与えたかを検討する。すなわちそれが、農村社会において、農民の“subsistence security”を脅かすような構造上の変化を生みだし、階級的対立を激化させるような役割の一端を担ったのかどうかを考察せんとするものである。さらにまた、そのような軍政期の体験を通じて、既成の権威や秩序に対する農民たちの意識(perception)に何らかの変化が生じたか否かについても考えてみたい。

軍政期の米穀問題に関する研究は、主として資料的な制約の故に困難が多く、これまでのところ最も遅れた分野の一つとなっている。日本軍政期の米穀政策に関しては、日本軍の降伏直後にインドネシアへ入ったオランダ人の手によっていくつかの調査が行われ、その結果が、1946-1947年期の *Economisch Weekblad* や *The Economic Review of Indonesia* などの雑誌に発表されているが、いずれも数ページの簡単な報告程度であり、あまり深い分析は行われていない。<sup>5)</sup> しかし資料的価値は非常に高いものである。その後、1959年に早稲田大学社会科学研究所が編纂した『インドネシアにおける日本軍政の研究』[23]が、スバルジョ(Soebardjo)の報告書[41]<sup>6)</sup>などを使用して米に関するいくつかの興味ある問題を紹介している。同じ年に、ジョン・サッター(John O. Sutter)が、*Indonesianisasi: Politics in a Changing Economy* [19]の第2章で日本軍政期の経済問題を扱っているが、残念ながら村落経済や米穀政策な

どに関する記述は多くない。そしてそれ以後軍政期の研究は政治史的アプローチが主流を占め、社会経済史はあまり顧みられなかった。そのような中で、1966年にベネディクト・アンダーソンが、非常に興味深いインドネシア語資料を英訳し、“Problem of Rice”と題して雑誌 *Indonesia* で紹介した[24: 77-123]。これは、米穀問題を討議した1945年1月8日の参与会議<sup>7)</sup>関係資料の一部で、前半が討議の参考資料として提出された現状報告書、後半が討議内容の速記録となっている。<sup>8)</sup> ここでは、厳しい統制下にあった当時の新聞や雑誌記事などには出てこない真実がありのままに語られており、非常に貴重な資料の一つである。アンダーソンは翻訳の序文において、軍政期の米穀問題を究明することの重要性を強調しているが、それ以後今日までこの種の研究はあまり行われていない。わずかに、ルーカス(Lucas)が粃の供出制度に触れ、それに伴ういくつかの興味深い逸話を関係者との面接に基づいて紹介している、といった程度である[30]。

本稿においては、以上述べたようなこれまでの研究成果に加えて、筆者がオランダ、イギリス、日本において新たに収集した文献を使用した。すなわち、オランダ政府各省の文

7) インドネシア人政治参加の一環として、軍政監部の各部(省に相当)に参与と称する顧問職が設置され、高級官吏や民族主義者などの著名なインドネシア人がこの地位についた。この各部の参与たちが集まって構成されたのが参与会議で、一種の影の内閣的な性格をもって、軍政当局の諮問に基づく政策検討を行なった。

8) しかし、ここに訳出されている部分は、その一部であるので、本稿では原文の文書をもあわせて参照した。なお、この原文はアムステルダムの Rijksinstituut voor Oorlogsdocumentatie と、ハーグの旧植民地文書館の双方に分散して所蔵されていた。前者においては R.V.O. Indisch Collectie, No. 036626-036655 に、また後者においては官房長官文書第1群 (Archief van Algemeen Secretary, Eerst) [46] の中に見出される。

5) たとえば [25], [26], [27] がある。

6) これは、スバルジョが海軍武官府の委託でジャワの約60カ村を旅行して行なった調査の報告書であり、多くの貴重な情報が含まれている。

書館やロンドンの公文書館 (Public Record Office) の文書、ならびに、早稲田大学の西嶋コレクションやアジア経済研究所の岸コレクションなどである。

なお、視点をジャワに限定したのは、第1に、インドネシア社会の多様性に鑑み全地域を一様に論ずることがほとんど不可能なためであり、さらに第2に、日本の占領下では、ジャワは他の地域から切り離されて単一の行政単位として陸軍第16軍の支配下におかれていたという制度上の理由にもよるものである。

### I 粃供出制度の概要

ジャワの農村は、その生産の大部分を水稻耕作に依拠している稲作社会であり、いうまでもなく米は住民にとって最も重要な主食である。<sup>9)</sup> オランダ時代末期の統計では、ジャワの「原住民農業」<sup>10)</sup> に使用されている土地約800万haのうち、水田は42.5%に当たる340万haを占めていた[5:3]。ジャワは、1936

9) 軍政監部調査室が1943年にマラン州のタシマドゥ区において行なった調査によれば、同区の各階層の農民の主食中、米に依存する割合は次のとおりであった。

階層	土地所有	66%	米1日ひとり消費量 400g
第I階層	(2ha以上の土地所有)	66%	400g
第II階層	(1.500~1.999 ha //	56	300
第III階層	(1.0~1.499 ha //	67	360
第IV階層	(0.5~0.999 ha //	65	290
第V階層	(0.1~0.499 ha //	62	270
第VI階層	(0.099 ha 以下 //	51	240
第VII階層	(ゼロ)	51	220
平均		60	320

これによれば、貧富の差を問わず、米への依存率は高く、平均60%であった。なお、それに次いで玉蜀黍への依存度が高く、1日ひとり当たりの摂取量は平均210gであった[21:65, 146-147]。

年以前には、需要を満たすため毎年若干量の米を他の東南アジア諸地域から輸入していたが、1937年以降1941年までは年平均850万トンの粃(水稻+陸稻)を産出し自給が可能になっていた[26:81]。農家1戸当たりの水田耕作面積は他の東南アジア諸地域に比べて小さく、大多数が0.5ha以下である[36:5]。<sup>11)</sup> またラトヘルズ(Rutgers)によれば、ジャワ農村における無産農民は農村人口の約37.8%を占めており、これらの者は他人の土地を耕作したり、エステートその他の農業労働者として働いていた[23:60]。ジャワの産米は、商品作物としての性格は少なく、生産物のほとんど(75%)が流通機構にのることなく村落内部で消費されていた。<sup>12)</sup>

オランダ時代のジャワ農村社会の貧困についてはしばしば言及されている。当時、農民の中には播種期までに種粃すら食べつくしてしまって手元になく、米倉(lumbung desa)や華僑の金貸し、その他の金融機関から種粃を借り入れてまかなわねばならない者が多かった。また、収穫時までの生活を支えることができず、しばしば精米業者や集荷仲買人(tengklak)らの「青田買い(ijon)」の犠牲になる者も多かった。したがって、収穫時には収穫物はもはや生産者のものではなくなっていたり、そうでない場合でも小作料(現物納)や借金返済に当てると手元には何も残ら

10) なお、ここでいう「原住民農業」とは「プランテーション農業」に対してオランダが使用した用語である。

11) たとえば、下ビルマのデルタ地帯では68.3%の農家が3.2ha以上の水田耕作者であるのと対照的である。

12) ファン・デル・ギーセンによれば、オランダ時代末期に商品として流通機構にのり、精米業者によって精米されていた米は全生産高の25%にも満たず、残りの75%強はすべて農家で手搗きされ村内で消費されていた[5:7]。これはたとえば、軍政当局者が常に政策決定の参考としていた当時の日本の商品化率55.7%に比べてずっと低いものであった。

ないことも多かった。そうなると市場への出荷はおろか自家食糧用や種用さえ不足することになった。そのために、再び高い借金をして金貸しの手から粃の「買いもどし」をしなければならなくなる。彼らはこのような悪循環の中で借金奴隷となっていったのである。

日本軍がジャワ島へ進攻し、オランダ軍を敗退させて軍政を開始したのは1942年の3月、ちょうど雨期稲作の収穫期が始まろうとしていた時であった。<sup>13)</sup> しかし、当初占領軍は治安の回復に忙しく、とうてい本格的な経済政策を始動させる余裕などなかったため、この年の雨期稲作の収穫に関しては農民たちはこれまでどおりの自由を享受することができた。<sup>14)</sup> この年の収穫量は、のちに発表されたところによれば粃8,302,000トン(粃, 水稻+陸稻)で、オランダ時代末期の平均よりわずかに少ない程度であった[25:81]。

日本軍が粃の引き渡しに関する最初の指令を発したのは、ジャワ占領から数カ月をへて

からのことであった。すなわち日本本土から軍政要員が到着し、行政機構として軍政監部が開設され、その下に食糧管理事務所(S.K.Z.)<sup>15)</sup>が設置された1942年8月のことである。この食糧管理事務所が特別会計を得て、ジャワ島内の精米業者に命じて軍需交流用の粃の買いつけにのりだしたのである。<sup>16)</sup> しかし、このころはすでに端境期に入っており、農家の大半はもはや供出すべき手もちの粃がなく、要求に応ずることは非常に困難であった。しかしこのころはまだ粃の引き渡しを生産者に法的に強制する処置はとられておらず、買いつけはもっぱら精米業者の責任において行われた。

粃の供出が法文化され、官憲の強制力をもって実施されるようになったのは、1943年3月に新米穀年度<sup>17)</sup>が始まってからのことである。その実施方法は、各州や県によりさまざまであったが、基本的には、自家食糧用および種用を除くすべての粃を指定の精米業者に引き渡すというものであった。<sup>18)</sup> しかし「自家用」ならびに「種用」の基準量は、

13) 雨期稲作は、かんがい設備が不備であった当時のジャワにおいては、米の生産の大半を占めており、この収穫は、西ジャワで3月に開始するのを皮切りに、徐々に中・東部でも始まり、全ジャワ的には5月がピークである。日本軍がジャワを占領したのは、この主たる収穫期が始まろうとしていた時であるが、以下に述べるように、本格的な米穀集荷政策を開始した8月までには、新米に対しては従来の方法に基づく処理が行われてしまっており、そのために生産者に新たな負担がかかった。なお、オランダ時代末期の月別収穫量は下記のとおりである[34:2109-2112]。

1月	1.6%	7月	9.8%
2月	2.1	8月	4.7
3月	5.2	9月	3.0
4月	15.0	10月	2.8
5月	28.0	11月	2.7
6月	23.0	12月	2.1

14) 1942年8月以前には、日本軍各部隊が独自に特定の精米業者(大多数が中国人)と契約を結び、米を調達していた。

15) 食糧管理事務所は、その後1943年9月に重要物資公団が設立された際にこの中に吸収されたが、1944年4月に再び独立して食糧管理局となった([26:161], ならびに1980年3月4日、倉敷での近藤重蔵(元東部食糧管理事務所職員)とのインタビュー)。なお、本稿では以上のすべてを、食糧管理事務所と総称することにする。

16) 1942年8月から1943年3月までの時期には、精米業者は、食糧管理事務所から請け負った軍需用米の買いつけと、自己の営業用の民需米の買いつけとの2本立てで行っていた。前者の場合、100kgにつきf0.55の精米手数料をとり、砕米やぬかは精米業者のものにすることができた[26:162]。当時ジャワには、551軒(一説によれば517軒)の精米業者があったが、これらはすべて米穀統制令(のちに精米業組合連合会と改名)の会員となって、食糧管理事務所の統制を受けなければ営業が許可されなかった。なお、精米業者の大多数は華僑であった。

17) オランダ時代の米穀年度をそのまま採用して、毎年4月から翌年3月までを1年とした。

定められていない場合が多く、<sup>19)</sup> しかも現実には多くの場合まず供出量が当局から指定され、その残りで必要なものをまかなうという仕組みになっていた。つまり、どれだけを農民の手元に残すのかではなく、どれだけを農民から取り上げるかがまず決められたのである。<sup>20)</sup>

それでは、供出割り当て量はどのような方法で決定され、どのくらい課されたのであろうか。各州ごとの供出高は、毎米穀年度ごとに食糧管理事務所が決定し、それを州長官に通告した。その量は各州の実状に応じて決定されたので州間で大きな差があった。<sup>21)</sup> たとえば中部ジャワ各州

18) これに関しては以下の法令において定められた。

プリアンガン州布告「籾・精米ノ販売ニツイテ」1943年5月7日付

ペカロンガン州令第4号「籾ニ関スル件」1943年7月14日付

バニユマス州令第1号「籾及米穀統制規則」1943年11月18日付

バンテン州令第1号「米穀其ノ他重要食糧農産物統制規則」1944年2月4日付

スラカルタ侯地事務局令第1号「籾ノ供出ニ関スル件」1944年3月付

なお、本稿で使用した法令はすべて、ジャワ軍政監部発行の邦語『官報』[6]ならびにインドネシア語の *Kan Po* [8] から引用した。

19) 自家食糧用と種籾用の基準量を定めているのは、前掲のスラカルタ侯地事務局令第1号のみで、これによれば、自家食糧用籾はひとり当たり年間 100 kg (約 50 kg の米に相当)、また種籾用は 1 ha 当たり 75 kg を超えてはならないと述べられている。1940年におけるジャワ・マドゥラにおける米の年間消費量は 87 kg であった [27:123] のに比べて非常に少ない。しかも、ここに定めてあるのは上限であって、実際にはスラカルタの農民がこれだけの籾を確保できたという保証はない。

表1 籾供出割り当て量 (単位トン)

州・侯地	1943/44	1944/45	1945/46
ペカロンガン	90,000	88,000(21.6%)	120,000(33.6%)
スマラン	64,000	78,000(24.3%)	100,000(35.7%)
パテイ	56,000	48,000(19.3%)	60,000(27.6%)
ケドゥー	60,000	54,000(14.9%)	80,000(25.3%)
スラカルタ	40,000	44,000(14.0%)	49,000(17.8%)
バニユマス	—	—	78,000(30.9%)
ジョクジャカルタ	20,000	14,400(11.3%)	25,000(22.3%)

( ) 内の数字は、供出割り当て量が各州の生産高に占めるパーセンテージを示したものであるが、これは筆者の算定によるものであり、それは次のような方法によった。まず、軍政期の各州別の籾生産高に関するデータがないために、*Indisch Verslag 1940* [22] に掲載された1939年度の統計と、1946年に発表された [25: 81] 軍政期のジャワ全体の生産高を利用して、これを推定した。後者によれば、ジャワ全体の生産高は、1939年に比べて1944/45年度は20%減、1945年度は30%減であったので、その割合に従って1944年、1945年の州別生産高を計算し、表1に示した州別供出割り当てがそれに占める割合を算出したものである。

における籾割り当て量は表1のようであった [26: 163]。これによれば、1944/45年度の供出割り当ては、生産高の15%ないし25% (平均 17.6%)、また 1945/46年度は 20%ないし 35% (平均 27.6%) 程度であった。<sup>22)</sup>

以上は州レベルでの平均値であるが、それでは州以下にはどのような形で割り当てが配分されたのであろうか。州ごとの供出割り当て量を食糧管理事務所から通告された州庁経済部は、州内の各県長を集めて協議の上各県

20) スコットは「農民にとって大切なことは、自分が生産したもののうちどれだけを取り上げられるかではなく、どれだけを手元に残されるかということであり、生存を維持する最低限のものが残されていさえすれば、彼らは精神的に安定感を感じていられる」と述べている [15]。

21) 1942年から1943年まで、食糧管理事務所のボンドオン(ブスキ州)出張所長として籾の集荷にたずさわっていた近藤重蔵氏によれば、東部管内では、ブスキ州のような穀倉地帯に対する割り当ては非常に大きかった一方、ボジョネゴロのような貧しい州(これを日本人関係者はボロネゴロと呼んで馬鹿にしていた)からはほとんど要求しなかったという(同氏とのインタビューならびに [28: 14])。

の分担額を決定した。ついで同様の方法で、郡 (kewedanaan), 村 (kecamatan), 区 (desa) の各レベルでの分担額が決定された。すなわち、当局からの正規の割り当ては生産者個人に対してではなく区単位で課され、区長にすべての責任が課された。<sup>23)</sup>

このようにして区レベルまでの分担額が決定されたのち、最終的には区長の裁量によって各農家当たりの負担額が決定され、隣組長などを通じて通達した。しかし、伝達が州庁から区役場までおりてくる間に行政単位の各レベルにおいて、あらかじめ集荷の困難をみこして「水増し」が行われたらしく、生産者のレベルに達するまでには、供出率は一般に最初州レベルで定められたものより高くなっていた。現実にはどのくらいの収量が農民の手から奪われていったかを知ることは非常に重要であるので、以下少し詳細に検討してみよう。

スバルジョが行なった調査報告書によれば、彼の調査地域の場合、各農家の供出量は収穫物の10~30%で、一般に土地の等級や耕作規模に無関係に一律に課されていた。その結果「大土地所有者は自家用米を残すことができるが、小農の手元にはほとんど何も残らず、多くの場合供出は非常に苛酷である」と報告書は判断している [41: 5]。

次に、軍政監部調査室が、1943年7月から10月の間にマラン (Malang) 州シンゴサリ (Singosari) 郡のタシマドゥ (Tasikmadu) 区

で行なった農村実態調査報告書によれば、同区の供出割り当て状況は以下のごとくであった [ibid.: 56-57]。すなわち、1943年3月段階では、強制は比較的ゆるく、その土地の地租額を0.03<sup>24)</sup>で割った数字を供出額(単位 kg)としていた。たとえば、地租額 f24.00 の者は、 $24.00 \div 0.03 = 800$  kg の収量を供出することになる。しかし、この方法は実際にはあまり厳密に実施されておらず、区長の判断や情実により一部が免除される例も多かったという。しかし、これでは集荷率が低くなったために、1943年9月以降は、種収用と1週間分の自家食糧用を除くすべてを供出することが県長より厳命された。しかるのちに、この区の場合あらためて米の配給が区長を通じて行われたが、その量は1日ひとり当たりわずか20gで、これは従来消費していた1日400gの5%にすぎなかった。

これに対して、ボゴール (Bogor) 州やジャカルタ (Jakarta) 州では、1945年度から生産者の耕作面積に応じて収量の一定パーセントを供出する制度が導入された。<sup>25)</sup> 参与会議に提出されたレポートによれば、ボゴール州の場合、1945年度の割り当ては次のとおりであった [24: 88-89; 46]。

#### I. 自ら耕作する者の場合

耕作面積	1 ha 以下	40%
	1~3 ha	50%

22) 1945年1月の参与会議に提出された報告書によれば、1944/45年度の各州の供出割り当ては、おおむね15% (たとえばブリアンガン州、ケドゥー州) から25% (たとえばバンテン州、パニユマス州) であったといい、表1の計算の結果とほぼ一致している。なお同レポートはパティ州の56.6% (170,000トン) という異常に高い供出率を報告しているが、これは [26] に引用された数字と食い違っており真憑性にも疑問がある [46: XXV-26]。

23) これは、昭和18年10月の「米穀管理要綱」において定められた、日本国内における供出の割り当て方法と基本的に同じである。[20: 90] 参照。

24) 0.03という数字は収1kg当たりの価格に相当する、と同報告書は述べている。しかし、現実の公定価格は1943年度においては f0.036 であった。計算の便宜上0.03にしたのか、あるいはその区で集荷人が実際に買いつける価格は f0.03 であったということなのかもしれない。

25) これが、供出量は個人に対してではなく行政単位に対して課されるという基本原則の変更を意味するのかどうかは定かではない。おそらくそうではなくて、これは区長が個人に割り当てる際の参考として示した基準量とみる方が妥当のようにも思われる。いずれにせよ、このような供出量の課し方は1945年になってみられた新しい方式である。



3~5 ha 60%  
5 ha 以上 75%

II. 自ら耕作しないが生産物の分配にあずかる者の場合

- a. 田をボゴール州内にもっており、自らは州内の農村部に居住している者——彼の取り分の90%
- b. 田をボゴール州内にもっており、自らはボゴール市に居住している者——彼の取り分の95%
- c. 田をボゴール州内にもっているが、自らは州外に居住している者——彼の取り分の100%

III. 小作人の場合

自分の取り分に対し、Iに準ずる割り当て量を課す  
ジャカルタ州の場合、1945年3月15日付の州告示第3号「昭和20年度水稻並ニ陸稻粍ノ政府ニ対スル販売数量」において、1945/46年度の供出量が次のように定められた。

- I. 私領地管理公社管理地以外
  - 1. 耕作面積 0.5 ha 未満 30%
  - 2. 0.5 ha 以上 5 ha 未満 40%
  - 3. 5 ha 以上 10 ha 未満 50%
  - 4. 10 ha 以上 20 ha 未満 60%
  - 5. 20 ha 以上 65%

II. 私領地管理公社管理地  
賦課粍 (cuke) の150%

III. 小作地ニ於ケル地主小作人ノ供出責任割合ハ夫々粍取得割合ニ準ズ。地主ニ非ザルモ収獲粍ノ取得ニ付権利ヲ有スルモノアルトキ亦右ニ準ズ

一方バンテン州の場合は、耕作面積に関係なく収穫の3分の2を供出することになっていた。ただし小作人はこの限りではなく、収穫の6分の1を自家保有することが許された。一方、地主は自分の取り分をすべて供出せねばならなかった [24: 89-90]。

以上が、州レベルから生産者レベルにいたるまでの供出割り当て状況である。それでは、いったいそのうちどれだけの数量が現実に供出されたのであろうか？すなわち集荷率はどのくらいだったのであろうか？

表2は、米穀統制会の統計による中部ジャワ各州の集荷量と、それを前出の表1の供出

表2 粍集荷量とその割り当て額に対する達成率（集荷率）

州	1943.4月-1944.3月		1944.4月-1945.3月		1945.4月-9月	
	集荷量 (トン)	集荷率 %	集荷量 (トン)	集荷率 %	集荷量 (トン)	集荷率 %
ペカロンガン	76,723	85.2	80,185	91.1	61,578	51.3
スマラン	51,385	80.3	73,734	94.5	64,319	64.3
パテイ	30,773	55.0	25,910	54.0	22,320	37.2
ケドゥー	30,023	50.0	32,218	60.0	17,464	21.8
スラカルタ	8,606	21.5	44,087	98.4	37,073	75.7
ジョクジャカルタ	7,489	37.4	13,290	92.3	9,336	37.3
バニユマス	—	—	—	—	21,362	27.4
計	204,999	62.0	269,424	82.0	233,452	46.0

表3 1944年度4-10月の粍集荷率

スマラン州	72.3%
ケドゥー州	43.4%
クディリ州	82.7%
マディウン州	109.5%
ボジョネゴロ州	29.0%
マラン州 I	75.0%
II	30.0%
ブスキ州	67.8%
ボゴール州	60.0%
プリアンガン州	40~45%

スマラン州、ケドゥー州の集荷率が表2と食い違っているのは、表2は翌年3月までの1カ年間の合計集荷量から割り出されたのに対して、表3は4月から10月までの中間報告の数値であるためである。したがって、表3のパーセンテージは実際よりいくぶん低くなっている。

表4 ブスキ州における集荷状況\*

	供出割り当て量 (トン)	10月までの集荷量 (トン)	%
Bondowoso 県**	46,333.0 (46,332.8)	31,711.2795	68.4
Bondowoso 郡	12,105.0	7,424.1375	61.3
Jamaran 郡	14,616.2	10,112.623	69.2
Wonosari 郡	14,938.6	11,088.871	74.2
Pradjekan 郡	4,673.0	3,085.648	66.0
Panaroekan 県	27,027.0 (27,027.08)	21,236.956	78.6
Siteobondo 郡	7,638.4	8,301.620	108.7
Panaroekan 郡	5,969.18	4,983.486	83.5
Soemberwaroe郡	4,055.0	2,639.667	65.1
Besoeeki 郡	9,364.5	5,312.183	56.7
Banjoewangi 県	158,025.0 (128,025.0)	93,098.475 (78,949.2625)	58.9 (61.7)
Banjoewangi 郡	13,000.0	6,406.2925	49.3
Rogodjampi 郡	40,238.0	13,488.761	33.5
Blambangan 郡	54,000.0	42,558.847	78.8
Bangoredjo 郡	20,787.0	16,495.362	79.4
Djember 県	150,579.0	112,633.09 (112,573.18)	74.8
Djember 郡	16,500.0	9,652.5	58.5
Majang 郡	10,000.0	6,940.0	69.4
Kalisat 郡	20,000.0	13,380.0	66.9
Rambipoedji 郡	21,000.0	17,850.0	85.0
Woeloechan 郡	21,600.0	18,622.4	86.4
Poeger 郡	35,579.0	28,320.88	79.6
Tanggoel 郡	25,900.0	17,767.4	68.6
計	381,964.0 (351,963.8)	258,679.8 (244,470.678)	67.7 (69.5)

\* この表の数字のうち、( )内は原調査の集計ミスを訂正したもの。

\*\* 地方名は原文のまま旧綴りを使用した。

割り当て量で割って算出した集荷率である。また表3は、参与会議レポートが報告している九つの州の集荷率(1944年4月から10月まで)である。さらに表4は、その9州中ブスキ州の各郡における集荷状況を示したものである[46]。<sup>26)</sup>

以上のデータから分かることは、第1に、

26) この統計は、参与会議の討論資料として収集されたものであるが、1944年1月8日の参与会議討論(アンダーソン訳出部分)には提出されなかった。

集荷率は1943/44年度よりも1944/45年度の方がはるかに高くなっていることである。この間に、集荷の効率を高めるために何らかの制度あるいは方法が導入されたり、宣伝活動が強化されたためであろう。

第2に、集荷率は地域によって格差が大きかったということである。たとえば表3の9州の場合を比較すると、最高のマディウン(Madiun)州(109.5%)から、最低のボジョネゴロ(Bojonegoro)州(29.0%)まで大きな差がある。一つには、これは取り立てに当たった地方行政官や農業組合(後述)が行使した強制力の差によるものと思われる。それぞれの地域で採用された集荷方法、特に強制執行の方法などと集荷率との関係は今後解明する必要があるだろう。さらに、地域による集荷率の差は、不正申告が原因になっていることが考えられる。すなわち、統計上の集荷

率の低い地域の場合、現実にはもっと多く集荷しているにもかかわらず、関係者がその一部を隠匿して少ない数字を報告していることも考えられる。

これらのデータが示している第3の興味深い事実は、集荷率が100%を越えている、すなわち割り当て量以上に供出している地域があるということである。これは表3のマディウン州(109.5%)と、表4のブスキ(Besuki)州シトゥボンド(Situbondo)郡(108.7%)においてみられる。表4には掲載できなかった

が、シトゥボンド郡内の内訳をみると、シトゥボンド村162.4%、パンジ (Panji) 村111.1%、カポンガン (Kapongan) 村90.8%、マンガラン (Mangaran) 村103.8%となっており、郡内のどの村でも平均して高い集荷率を示している。この現象はどのように説明できるであろうか。考えられる一つの可能性は、集荷に関与した地方行政官が必要量以上を生産者から収奪して余剰分を横領しようとしたが、何らかの事情でこれを政府に申告するはめになったということである。第2に、地方行政官が自分の点数稼ぎのために、生産者に大きな負担を課したという可能性である。その場合、郡下の各村長が足並みをそろえて同じことをしたという点が興味深い。また第3には、集荷のむつかしさを見こしてあらかじめ供出量を水増しして割り当てたところ、予想外に大量に集荷できたという可能性もある。さらに第4に、地方行政官や精米業者の意思とは無関係に、上級行政当局によってこの郡が一斉捜査を受けて隠匿粃が多数発見され没収されたという可能性も考えられる。<sup>27)</sup>

ところで、表2～4の統計はいずれも、精米業者の組合を通じて食糧管理の大元締めである食糧管理事務所へ提出された報告に基づくものであるが、これは必ずしも生産者が実際に供出した実数とは一致していない。むしろ、ほとんどの場合その実数を下まわっていると考えられる。というのは、粃が生産者の手を離れてから食糧管理事務所への報告書に載るまでの間に、集荷のあらゆるレベルにおいて不正や横領が行われていた事実が、各種の文献に述べられているからである。生産者が実際に供出した量と、最終的に帳簿に記入された量との違いは、ほぼ次のようにして生

じた。まず、計量の基準はすべて完全乾燥 (kering mati) の稲穂あるいは粃ということになっているが、集荷人は粃が十分乾燥していないことを理由に不当に重量を低く見積った。<sup>28)</sup> たとえば生産者Aが十分乾燥させてもっていった100kgの稲穂が、湿っているという理由で70kgにしか査定されないというようなことがしばしばあった。

次に、集荷業者が精米所に運ぶまでの間に生じた損失はすべて生産者の責任になった。たとえば70kgと査定された上記のAの稲穂のうち、10kgが途中で盗まれたり腐敗した場合、帳簿上はAは60kgしか供出しなかったという扱いになる。なぜなら、正式には精米所渡しの量がすべての統計の基準になるからである。次に、こうして精米所へ達した米が、今度は精米業者の不正申告で当局には実際量を下まわった数値が報告されることがある。スマラン (Semarang) 州では、精米業者が生産者から粃を受け取った段階で、区長に対して受領書を発行する。これを集計すれば、区長はその区の供出総額を正確に把握することができたわけである。果たして、精米所が食糧管理事務所に報告した数字と、区長の手元にある数字が食い違っていることがしばしばあったという。たとえばある県で8カ月間に160,000キントル (1キントル=100kg) がいくつかの精米業者に販売されたが、業者から食糧管理事務所に申告された額は110,000キントルであった。またプマラン (Pemalang) 県では、1カ月間に10,842キントルを供出したはずなのに、業者の申告によ

27) 割り当て額が初めから低すぎたということも理論的には考えられるが、たとえそうであったとしても、生産者が必要以上の量を進んで供出したとは考えられない。

28) 稲穂は収穫時に平均24%の湿気を含んでおり、精米の前にこれを乾燥させなければならない。現在インドネシアでは一般に未乾燥稲穂100に対する乾燥粃 (村落で乾燥されたもの) の重量換算は65と定められている [12: 109]。軍政当時はこのような明確な基準も定められておらず、農民にとって不利な換算率がしばしば採用された。

れば7,856キントルのみであった[24:95]。このような不正も、もし地方行政官と精米業者が結託してしまえば、摘発はほとんど不可能である。確かにこのような不正を防止するために、当局はインドネシア人の視察官をおいていたが、これは全ジャワで7人しかおらず、ほとんど機能を果たせなかった[36:1]。また、一定量以上の粃の隠匿を摘発するために、特別警察(Polisi Istimewa)によって特定地域の一斉手入れが行われることもあったが、警察も人手不足で、全域において実施することはできなかった。元マラン州治安部長によれば、治安当局は通敵行為の摘発や反日政治活動の弾圧にむしろ重点をおいていたため、経済的取り締りは二次的になった。<sup>29)</sup>

このように集荷過程においては各種の不正や横領が容易であった一方、生産者に対する監視や強制は厳しかったため、権力のない一般の農民には逃れるすべがなかった。たとえば、一部の地域においては、収穫時に生産者が収量をごまかさないように粃収量査定委員会が編成された。ジャカルタ州の場合、法令によってこの設置が定められ、各村ごとに村長を長として作られ、村長の指名する者10人以内が委員として各区に配属されていた。<sup>30)</sup> また、それを補佐するような形で隣組が利用された。<sup>31)</sup> 当時の新聞をみると、しばしば隣組が粃の引き渡しにおいて果たすべき役割が論ぜられている。たとえば、1944年7月14日付のジャカルタ発行の中央紙 *Asia Raya* [44] は、「隣組が粃の引き渡しの完全実施を援助するよう望んでいる」というサラティガ (Sala-

tiga) 市長のアピールを載せている。隣組には連帯責任が課されたため、組員同志で牽制しあうような傾向もみられた。たとえば農民たちは、供出を少しでも免れるために、しばしば夜間にこっそり粃を刈ったが、隣組の訴えで当局に知られてしまうようなこともあった。

生産者からの粃の集荷をより徹底させるために導入されたもう一つの組織は、農家の全員加盟制の農業組合(地域によっては農産物集荷組合)である。軍政初期には、生産者と精米業者との間には従来からの仲買人が介在し、直接粃の集荷に当たっていたが、1944年4月に「ジャワ住民経済新体制」が発足して農業組合が導入されてからは、これが集荷業務を肩代りするようになった。<sup>32)</sup> これは、村長その他の村役人を長として村単位で作られ、地方行政組織と密接なつながりをもっていた官製組織である。すなわち、この組合においても権力を握ったのは地方行政官だった。

当局による、供出促進のための努力は、そのような制度的側面から行われただけではない。その一方で、供出に対する農民の意欲を鼓舞するための宣伝活動が、さまざまな手段を使って行われた。たとえば、ノルマを達成した区に報奨を授与し、それを新聞、ラジオなどで大々的に報道したりして農民たちの競争心を煽った。さらに、粃供出の「意義」を徹底させるために、懇談会、大衆集会、地方

29) 元マラン州治安部長門司恵行氏とのインタビュー(1980年2月18日、大阪にて)。

30) ジャカルタ州告示第3号(1945年3月15日付)[6]。

31) 隣組とは、日本本国のそれをまねて1944年1月にジャワに導入された制度で、10~20戸をもって1単位とした。また組長は区長の指名によった。

32) 1944年4月29日に発表された「ジャワ住民経済新体制」要項の中で、基本5項目の一つとして「住民経済協同団体の培養」が提唱され、これ以来本格的に組合設立に着手した[23:579]。組合の設立と組織に関しては以下の法令を参照されたい。チレボン州告示第2号「チレボン州農業組合規程」(1944年6月15日付)[6]。なお、アントン・ルーカスは、集荷を担当した「農事パディ(Noji Padi)」なる役職について触れているが、これと農業組合役員が同じものであるかどうかは定かではない[30:95]。

行政官や回教教師 (kiyai) の講習会、紙芝居、<sup>キアイ</sup><sup>ワヤン</sup>影絵、映画などを通じて宣撫工作を展開した。そしてそのために、宣伝部はもちろんのこと、軍政監部産業部、宗務部などの官庁が主導権をとり、その下でジャワ奉公会、奉公推進隊 (Barisan Pelopor)、青年団、婦人会などの大衆組織が大規模に動員された。

そのような宣伝活動の中でも最も大がかりだったのは、1945年4月に始まった「粃供出運動 (Gerakan Penjerahan Padi)」である。これは、ジャワ奉公会が音頭をとり、これに宣伝部、宗務部、産業部が協力する形をとったものであった。この運動の基本的目標は次の6点にあった。

1. 「社会の共栄のために」農民が進んで政府に粃を販売するよう奨励する。
2. 粃供出に関して農民の自覚を高める。
3. 粃の輸送状況を改善する。
4. 農民と精米業者との間の業務を円滑にする。
5. 増産につとめる。
6. 都市の消費者は、たとえ配給が少なくとも闇販売規制に従い、農民に感謝の意を表するよう指導する。

そして以上のための具体的な手段としては、次のようなことが提案された。

1. ジャワ奉公会の本部から区にいたるまでの各レベルで、粃供出委員会 (Panitia Penjerahan Padi) を設置し、奉公会長、奉公推進隊長、婦人会代表、精米業組合代表、関係官庁の官吏らによってこれを構成する。
2. 奉公会代表が精米業組合ならびに米穀卸商組合の常任理事に就任し、粃供出業務と精米業者との間の連絡を促進する。
3. 生産者から精米所への輸送を速やかならしめるために、推進隊員その他の労働力を利用する。
4. 農業組合や、村・区奉公会が食糧管理局

の許可を得て、精米所の精米能力を越えた分の粃を手搦きする。

5. 奉公会は、州長官の命を受けて、米を必要とする農民に適宜にこれを配給する (バンドン市発行の日刊紙 *Tjahaja* [43] 1945年4月21日付による)。

こうみてゆくと、奉公会や推進隊の設立目的が、日本軍政当局の意図を住民の間で徹底させること、すなわち上位下達と、さらにその意図する方向へ住民を動員してゆくことにあったということが、ありありとうかがわれる。そしてその中でも粃供出を徹底させることは最も重要な課題の一つだったのであろう。この運動が展開されたのは、1945年度の収穫期の開始直前である。1944年度の収穫作業の大部分が終了した9月ごろからこの時期までの間に、軍政当局は中央参議院や参与会議において、粃供出を速やかならしめるための政策検討をたびたび命じている。また粃引き渡しに関する新聞論説がシリーズで掲載されたのもこの時期である。すでにみたように、1944年度の集荷率は平均して70%程度に達していた。しかし当局はその成果にかなり不満であせりを感じていたらしいことが、これらのことから察せられる。それは、一つには、オランダ時代と比べて収穫が大幅に落ちたことにもよるだろう。軍政当局は、農業技術者やあらゆる宣伝メディアを動員して米の増産運動を大々的に展開したがあまり効果はなく、1940年度の860万トン(陸稲+水稻)に対して、1943年の生産高は810万トン、1944年は690万トンに減少していた。1945年はさらに落ちくぼみ、生産高はオランダ時代の70%以下に落ちていた [27: 117]。<sup>33)</sup>

33) なお、この数字は、インドネシア共和国当局が提供したデータに基づくものであると述べられている。おそらく、共和国の農業省が軍政監部産業部から引きついだ統計資料に基づくものと思われる。

## II 粃供出制度と村落社会

それでは、このような日本軍政期の粃供出制度は、ジャワの農民に、そして広くは農村社会全体にどのような影響を与えたのであろうか。この問題を、第1に農村における貧困の激化という観点から、そして第2にジャワの村落共同体における権威と秩序の動揺という点から検討してみよう。

### (1) 貧困の激化——“subsistence security”の崩壊——

すでにみてきたように、粃の供出割り当ては生産者のレベルでは平均して生産高の30～40%にのぼったと推定されるが、これは一般の農民にとってどれほどの負担だったのであろうか？ 以下において、自作農・小作農のそれぞれについて典型的な例を仮定して検討してみよう。

まず、平均的な耕作規模であるといわれている0.5haの水田を所有する自作農Aが、40%の供出を課された場合を想定してみよう。<sup>34)</sup> ファン・デル・ギーセン(van der Gies-sen)の報告によれば、豊年であった1940年度の全ジャワの平均生産性は、1ha当たり粃22.19キントル(2,219kg)であった。仮にA家の水田がこの平均並みの収量をあげたとすれば、0.5haから1,109.5kgの収穫がある。現実にはこのすべてがA家の所有に帰することは少ない。多くの場合、農家は粃で返済すべき負債を各方面に負っているし、ひどい場合には集荷業者によって「青田買い」されていて、生産者は収穫時にはその生産物に対する処分権を失っている。また、たとえそういうことがなかったとしても、ジャワ農村共同

34) 水田耕作面積が0.5haというのは、自作農のほぼ平均的な規模とみてよいのではないかと思われる。また軍政期の報告書によれば、軍政当時、0.5ha以下の土地所有者が農民の50%を占めていた[36:5]。

体における慣習からいって、収穫にいたるまでの労働のすべてがA家の成員だけで行われることは少ない。<sup>35)</sup> そしてその労働に対する報酬は収穫物で支払われるのである。しかしながら、その報酬を算出することは極めて困難であるので、いま仮に、収穫時の労働力以外にA家は何ら他人に負うところはなかったと仮定しよう。収穫労働には欲する者は誰でも参加できることになっている。そして通常、収穫労働に対する報酬は稲穂で支払い(bawon 制度)、一般に6束刈るごとに1束

35) 稲作における自家労働と雇用労働の割合を算出するのは非常にむづかしい。家畜労働力の使用や機械化が進み、人的労働力の投入量が少なくなるほど、雇用労働力への依存度は低くなるわけであるから、経営形態によって異なるし、また気象条件やエコロジカルな条件によっても異なる。しかし、この時代のジャワの稲作は、まだ人的労働力への依存率が非常に高かったとみてよい。データが少し古くなるが、スヘルテマが1928年にプリアンガンの80戸の農家を対象に行なった調査によれば、1バウ(0.71ha)の水田を耕作するのに必要な労働時間は、平均1,445時間である。ただしこれは約6カ月間の稲作期間中平均して投入されるものではなく、一定の時期に集約的に必要とされる。たとえば耕起作業に360時間、収穫時(刈り入れ、束ね、乾燥)に398時間を必要とする。したがって、少なくともこれらの作業には家内労働力以上のものが必要とされるとみてよい。[33]参照。なお、加納啓良の最近の調査によれば(これが軍政期にも当てはまるかどうかは極めて疑問ではあるが)、東部ジャワのパグララン村の稲作における雇用労働への平均依存率は54.6%であった。[11]参照。

36) ただし、この慣習がこの時期にも守られていたかどうかは分からない。収穫労働者の配分比率もまた、労働力の需給関係に大きく左右されると考えられるからである。

原則として、収穫労働には誰でも希望する者が参加してよいということになっているので、このような食糧難の時代には粃の分配を求めて多くの者が殺到したと考えられる。とすれば水田所有者は当然配分比率を低くして自己防衛に当たらざるをえなかったであろう。なお、オランダ時代にもすでに地域によっては5:1になっていたところもあり、一定ではない。さらにまた男子労働力と女子労働力との間に差をつけた場合もある。

とされている。<sup>36)</sup> いま仮に、A家が収穫労働の全部を他人に依存したとすると、全収量(1,109.5 kg)の6分の1、すなわち184.9 kg(イ)が報酬として支払われることになる。一方、供出量は全収量(1,109.5 kg)の40%であるから、これは443.8 kg(ロ)に当たる。したがって、A家の手元に残るのは、(イ)と(ロ)を引いた480.8 kgだけである。この中から37.5 kgを種籾用<sup>37)</sup>として取り分けるとすると、自家食糧用として残るのは443.3 kgの籾である。籾と手搗き米(beras tumbuk)の重量換算率は約70%であるから、443.3 kgの籾は310.31 kgに相当する。仮にA家の成員が6人とすると、ひとり当たりの食糧用に当てられる米は年51.7 kg、1日当たりになると141.6 gである。これは1940年度のジャワにおけるひとり1日当たりの平均消費量(235.6 g)の約60%<sup>38)</sup>、戦時中の日本における平均配給量(330 g)の約40%[20:93]、また、米への依存率が66%であるジャワ人が摂取する理想量(400 g)<sup>39)</sup>の35%程度にすぎない。もしA家の水田で裏作、すなわち東風モンスーン期(乾期)の稲作が可能だとすれば、条件はもう少しよくなる。しかし、稲の裏作が可能ない土地は少なかったし、また可能な場合

でも一般に収量は表作に比べて非常に低い。

次に、当時ジャワで最も一般的な小作形態であった物納分益小作(kedhok)制に基づいて、0.5 haの土地を借り入れ耕作するB家の場合を想定してみよう。分益小作制の実施方法は、地方により、また個々のケースにより多様であるが、多くの場合種籾は地主が負担し、生産物は地主5分の4、小作人5分の1の割合で分配する。A家の場合と同じく0.5 haから1,109.5 kgの収穫があったとすると、そのうち887.6 kgが地主のものになり、221.9 kgがB家のものになる。収穫時の労働参加者に対する報酬として、この場合は小作人の取り分(221.9 kg)のうち3分の1が支払われる場合が多く、それは約74 kg(イ)である。また供出量はB家の取り分(221.9 kg)の40%であるから88.76 kg(ロ)である。221.9 kgから(イ)と(ロ)を引くと残りは59.14 kg(籾)になる。これは約41.4 kgの手搗き米に相当する。分益小作制においては、小作人は種籾を負担する必要がないので、負債のない限りこれはすべてB家の自家食糧用になる。家族6人とすればひとり当たり年間6.9 kg、1日18.9 gにしかならず、ほとんど口に入らないに等しい。

以上二つのケースは、状況を極めて単純化して算出したものであるが、現実のメカニズムはもっと複雑であり、生産者にとってさらに厳しいものである。すなわち、収穫時あるいはそれ以前に収穫物の一部あるいはすべての所有権が生産者から第三者に移ってしまっていることがあり、そのような場合には供出のノルマを絶対的に果たしえないという状況が生じる。しかし区長や農業組合からの取り立てが厳しい場合には、農民は再び借金をして籾を高い闇値で買いもどして供出することもしばしばあったと伝えられる[40:Bagian I, 2]。その場合、籾を闇値で売ったり、高利で貸しついたりすることのできる者たちは、

37) スラカルタ侯地事務局令第1号(1944年3月付)[6]に示されている1 ha 当たり75 kg という種籾の基準量を採用し計算した。

38) 蘭印政庁の統計によれば、ジャワ、マドゥラにおける1930年代の国民ひとり当たり米穀消費量は次のとおりであった[22:206]。

	(年間)	(1日当たり)
1934年	消費量 78 kg	214 g
1935	85	233
1936	83	227
1937	78	214
1938	85	233
1939	82	225
1929-38年の平均	84	230

39) 軍政期の農村実態調査報告によれば、2 ha 以上の土地を所有し、主食の66%を米に依存している富農の平均米穀消費量はひとり1日当たり400 g である[21:147]。

反対にこれによって懐中を暖める機会を得た。このような余裕のあった者は、供出米を出したあとにさらに十分な粃を残すことができたような地主や富農たちである。あるいはまた、不正な手段で粃を隠匿することができるような、権限のある地位についていた者たちであった。村落においては、しばしばこの両者は重層していた。すなわち区長や区役人のように権限をもつ人々の多くは、経済的にも豊かな農民たちだったのである。さらに、富裕農民の多くは、文化的・宗教的な「アリラン」でみると、アバンガンよりも、比較的サントリ農民に多かった。とりわけ、回教教師・回教法学者 (ulama) と呼ばれるような回教の指導者たちはそうであった。

供出制度の負担を考察するに際して、供出量の大きさだけでなく、さらに次のような付帯要因をも考慮に入れなければならない。

その第1は、供出は精米ではなく、必ず稲穂あるいは粃の形で行わなければならないということである。すなわち、従来ジャワ農村社会で一般的な流通形態であった手搗き米の販売が禁止されたということである。<sup>40)</sup> 農民は従来、収穫した粃を杵で搗き、現金化の必要のある時にはこれを近郊の市へもって行って売っていた。米にして売る場合、粃を売るよりも精米する手数料分だけ価格も高くなるし、しかも米をとったあとに残る藁や糟は自分のものになる。藁は農家の副業による

40) クドゥス県告示 (1942年9月28日付) では、「精米所が米の販売を開始するまでの1時期を過ぎたあとは、手搗き米業者はその業務を継続することを許されない」と規定し、手搗き米の販売を禁止した。さらにプリアンガン州告示 (1943年5月7日付) [8:No. 19], スラバヤ州令第2号 (1943年4月27日付) [ibid.:No. 19] などを参照されたい。

しかしこの禁止は、その後多少緩和され、手搗き米業組合に加盟してその統制を受ける業者に限り事業の復活が認められた。これについては、ペカロンガン州令第1号 (1944年3月26日付) [6:17号] などを参照。

表5 稲穂および粃の最低販売価格

	1942/43	1943/44	1944/45	1945/46
ブル (bulu) 種 稲穂	f 3.60	f 3.80	f 4.30	f 7.50
チェレ (cere) 種 稲穂	f 3.25	f 3.45	f 3.90	f 7.10
粃	f 3.95	f 4.15	f 4.70	f 8.00

各種の手工芸品の材料として、また糟は家畜の飼料用として重要なものである。しかるに、軍政期の供出体制下では、こういった副産物が全く農民の手元に残らなかった。

第2の問題は、生産者はその供出粃を、毎年3月に軍政当局が定める公定価格で引き渡さねばならなかった。そしてそれは諸物価や他の労働者の賃金に比べて非常に低い価格であった。精米所渡しの乾燥稲穂および粃 100kg当たりの公定価格は表5のとおりである。<sup>41)</sup>

この価格に従えば、たとえば前述のA家ならびにB家の供出量 (443.8kgと88.76kg) の売り上げ金は、これがすべて padi bulu だとしても、1942/43年の場合それぞれ f15.98 と f3.20 にしかならない。当時、ジョンゴス (下僕) あるいはジャガ (警備員) として政府関係の役所で働く者の初任給は月額 f6.00~9.00 と定められていた。<sup>42)</sup> 6カ月間の稲作労働の代償としてA家が受けとる金は、下僕や警備員の2カ月分の給料であり、B家の場合は1カ月分の3分の1程度である。都市と農村との生活様式、生活物価の違いがあるため、単純には比較できないが、しかしあまりにも少ない対価である。当時各種の物資は価格が非常

41) この表は1942年3月の軍司令官布告第5号、1943年3月の治政令第5号、1944年3月の軍政監告示第14号、1945年2月の軍政監告示第2号 [6] を参考に作製した。なお、1945年度は集荷場渡し価格が基準とされ、精米所渡しの価格はそれに f0.50 上のせするものと定められた。この表に示したのは他の年と同様精米所渡しの価格に換算したものである。

42) “Peratoeran tentang gaji pekerdjanegeri pen-doedock di Djawa” [8] (1943年9月1日)。



表 6

		1日ひとり当たり*
スメダン県タンジュンサリ郡チクルー区	配給なし	(0)
チレボン県チレボン郡チレボン村クランガナン区	農民には1週間に 25 g 官吏には1週間に 70 g	(3.6 g) (10 g)
ペカロンガン県バタン郡バタン村クスプア区	1家族1週間に 134 g	(3.2 g)
クディリ県パレ郡クプン村クレンチェン区	6人家族1週間に 1 kg	(23.8 g)
マラン県バトゥ郡バトゥ村ブンテン区	水田をもたぬ者のみひとり1日 50 g	(50 g)
マラン県トゥレン郡ダンピット村マジャトゥンガ区	1家族15日当たり 600 g	(6.7 g)
ルマジャン県パシリアン郡パシリアン村パシリアン区	1家族1カ月当たり 2~3 kg	(11.1~16.7 g)
ジェンベル県アンブル郡バルン区	1家族1週間当たり 1/2 kg	(11.9 g)
シトゥボンド県ブスキ郡スポ村ブドゥアン区	1家族1日当たり 300 g	(50 g)
シダルジョ県ボロン郡タングランギン村	ひとり1週間当たり 200 g	(28.6 g)
ラモンガン県ババット郡ババット村	配給なし	(0)
ブローラ県ブローラ郡ジュボン村スソ区	配給なし	(0)
レンバン県ブル村マンティンガン区	配給なし	(0)
スマラン県フンガラン郡クレボ村グドン・アナ区	1家族1週間当たり 1 kg	(23.8 g)
バンジャルネガラ県バンジャルネガラ郡バワン村マンティアノム区	ひとり1日当たり 100 g	(100 g)
バニユマス県ジャティラワン郡ルンビル村チドラック区	3日に1度ひとり当たり 100 g	(33.3 g)
チアミス県バンジャル郡	ひとり1日当たり約 50 g 配給がある場合の平均	(50 g) (29.2 g)

\* ここでは便宜上、1家族を6人と仮定して筆者が計算した。

につり上がっていたので、公定価格でのわずかな配給物資を買う以外には、このようなわずかな現金はほとんど使い道がなかった。<sup>43)</sup> 一方政府は、さかんに貯蓄を奨励し、奉公会や隣組を通じて半ば強制的に彼らの現金を庶民銀行や郵便局に預金させた。そしてその引き出しを制限したため、あたかも無償で粃を供出したのと大差ないような結果になった。

43) プラオトの報告書によれば、インドラマユ県では、時たま布地の配給があっても、それは粃を5キントル以上供出した者のみに資格があったし、またそれを闇で買おうとすれば f30.00 もしたので一般の者には手が出なかったという [40: Bagian I, 2-3]。

また、「チレボン州視察報告」も、「(村落の住民にとって) 現金は何の益もなかった」と述べている [37: 1]。ドゥ・ヴェールドもその報告書の中で、米価が他の物価に比べてはるかに低くすえおかれたことについて触れ、「その結果農民たちはほとんど無償で粃を引き渡すよう強制されたに等しかった」と述べている [42: 52]。

第3に、米穀の州外搬出が禁止された結果、各州は自給体制をとらなくてはならなくなったので、貧困地帯の住民にはいっそう大きな負担がかかった。各州間の生産高には大きな格差があり、たとえば1939年の場合、人口ひとり当たりの生産性が最も高いジャカルタ州(319kg)と、最も低いマドゥラ(Madura)州(37kg)の間には雲泥の差があった。<sup>44)</sup> オランダ時代は豊かな地域から出る余剰分は貧困地帯へまわされ、つりあいとれていたが、軍政期にはその分が日本軍に吸いとられてしまったわけである。

以上のことから、農民にとって粃を公定価格で売り渡すことは非常に不利な取り引きであり、彼らとしては、わずかな現金を得るより、生きてゆくのに十分なだけの食糧を手元に残す方がずっと益のあることだったという

44) [22: 13-14, 282] の計算を基にして算出。

ことが分かる。一方、農村部では米の配給はほとんどなかったり、あっても非生産者だけに限定されたり不定期だったりして、十分機能していなかった。スバルジョによれば、彼が調査した村落における米の配給状況は表6のとおりであった。

その一方で闇米が市場に出まわったが、その価格は公定の15倍から40倍という高値<sup>45)</sup>で一般の農民にはとうてい手が出なかった。他の雑穀・芋類(palawija)もまた、オランダ時代より生産が低下しており、<sup>46)</sup>たとえば、米に次いで重要なジャワ人の主食であった玉蜀黍の1944年度の生産は戦前の41%減であった。しかもこれらの物資も米と同様、重要物資に指定されて統制下におかれ、配給制度がとられていたため、農村における入手は困難であった。そのような状況下で日本当局は、「bubur perjuangan (闘争粥)」と銘うって、「お国のために」粥を食することを奨励していた。したがって、当然の結果として、食糧不足→栄養失調→飢餓状態→死亡率の上昇、

という事態が生じてくる。そしてその状況は皮肉なことに都市よりも農産物の生産地たる農村部においていっそう悲惨であった。表7は、軍政期の死亡率と出生率を示すものである[35: 18-19; 48: Vb30-12-50-91]。<sup>47)</sup>

1944年には、ジャカルタ州とプリアンガン(Priangan)州を除く各州で、人口1,000人当たりの死亡件数が出生件数を上まわっている。出生率に比べて死亡率が特に高いのはスマラン州(1944年度の場合、1,000人当たりの死亡と出生の件数の差は55人)、ペカロンガン(Pekalongan)州(同40人)、ボジョネゴロ州(同40人)、パティ(Pati)州(同38人)などである。ここで強調すべきなのは、このいずれもが、従来から米作に関しては貧困地帯といわれてきた地域に当たるということである。

スバルジョは、1943年9月から1944年2月までの6カ月間に、スマラン中央病院で飢餓のため手当てを受けた者の数と、そのうち死亡した者の数を表8のように報告している[41: 8]。

6カ月の間に366人が病院で飢えのために死んでいるのである。病院で手当てを受ける機会もなく死んでいった者の数は、これに数倍するであろう。飢餓状態というのは、オランダ時代にもプルオケルト(Purwokerto)やボジョネゴロなど一部の地域においてはみられたが、いまやジャワ全土に蔓延している、とスバルジョは述べている。

また、『ジャワ年鑑』は、ジャワにおける住民の主要死因の第3位(総死亡の7.0%)、また病類別病院来訪患者数の第3位(全体の

45) 精米の公定小売価格は1kg当たり、1944年度はf0.10、1945年度はf0.13であった。それに対して、闇価格は次のとおりであった[24: 92]。

	1リットル当 たり f3.25	1kg 当 たり f3.90
パサル・ミング (ジャカルタ)		
ボゴール	f3.25	f3.90
チアミス	f2.40	f2.88
スマラン	f1.50	f1.80
パティ	f2.70	f3.24
ボジョネゴロ	f1.20	f1.44
クディリ	f1.50	f1.80

46) 主要なパラウィジャの軍政期における生産高は次のとおりであった[25: 81]。

	1937-41年の平 均 (トン)	1942年 (トン)	1943年 (トン)	1944年 (トン)	戦前との 比 (%)
玉 蜀 黍	2,056,000	2,165,000	1,603,000	1,211,000	-41
甘 藷	1,309,000	1,312,000	1,083,000	1,498,000	+14
タピオカ	8,249,000	8,735,000	7,521,000	5,558,000	-33
大 豆	301,000	352,000	273,000	110,000	-64

これらの穀物もすべて重要物資に指定され、食糧管理事務所の統制下におかれていた。

表7\*

州**	人口 1,000人 当たりの出生件数			人口 1,000人 当たりの死亡件数			人口 1,000人 当たりの死亡件数 —出生件数 1944
	1939	'43	'44	1939	'43	'44	
Bantam .....	30	28	24	24	20	28	4
Batavia .....	64	74	51	50	46	50	-1
Buitenzorg .....	55	60	45	37	41	50	5
Priangan.....	126	120	120	80	85	118	-2
Cheribon.....	73	76	65	50	57	80	15
Semarang .....	73	63	48	52	55	103	55
Pati .....	71	57	43	45	50	81	38
Pekalongan .....	104	104	80	65	70	120	40
Banjoemas .....	92	96	70	44	48	86	16
Kedoe .....	108	100	80	61	63	100	20
Djokjakarta .....	63	62	49	34	34	53	4
Soerakarta .....	94	96	83	52	62	115	32
Sourabaia (Soerabaja)	53	51	41	42	44	62	21
Bodjonegoro .....	40	40	30	44	45	70	40
Kediri .....	81	91	68	40	42	71	3
Madioen .....	83	67	55	35	40	57	2
Malang .....	83	75	65	59	55	82	17
Besoeki .....	50	51	47	36	37	47	—
Madoera .....	45	41	32	32	30	50	18
Java & Madoera .....	1,376 (1,388)	1,314 (1,352)	1,105 (1,096)	881 (882)	936 (924)	1,423	318 (327)

\* この表の数字のうち、( )内は原調査の集計ミスを訂正したもの。

\*\* 州名は原文のオランダ式表記に従った。

表8 スマラン中央病院における飢餓収容者数\*

時 期	手当てを受けた者	死 者
1943年9月	102人	38人
// 10月	96	36
// 11月	108	33
// 12月	148	60
1944年1月	183	76
// 2月	195	123
計	832人	366人

\* 年齢別・性別の詳細は不明である。

47) この統計がどのような資料に基づいて作製されたものであるかは明記されていない。しかし一部は「インドネシア人官吏が日本当局のためにまとめたもの」であると述べられている。

8.7%) に横死をあげている [7: 160-161]。

このように、粃供出制度は一般の農民にとって非常に大きな負担であり、その結果住民の福祉は著しく損なわれた。

軍政期の粃供出割り当てが農民にとっていかに過重なものであったかは、悪名高い19世紀の強制裁培制度と比較してみるとよく分かる。強制裁培制度においては、耕作地の5分の1に商業用作物を植えつけ、それを一定価格でオランダ当局に引き渡すことが義務づけられた。すなわち、食糧用作物生産が20%削除されることになり、これを粃供出制度におきかえれば、農民が失う食糧の量という点か

らいつて供出量20%ということにほぼ等しい。強制栽培から100年へた日本軍政期には、米の生産性は高まっていたであろうし、その一方で、農家1戸当たりの耕作面積はより細分化されていたりするので、20%といってもそれが農民に与える負担の大きさは1世紀前と同じわけではない。さらにまた、強制栽培制度は、必ずしも法令どおりに実施されずに、しばしばそれ以上の負担が農民に課せられたといわれている。したがって、この20%という数字をそのまま軍政期の供出量と比較することは困難である。しかし、少なくとも軍政期の供出制度は、強制栽培制度に負けるとも劣らない大きな負担を農民に課したといえるであろう。そして強制栽培制度がいかにジャワ農民社会を疲弊させ、福祉を損なったかは、すでに各方面で述べられているとおりであるが、それでも人口減という現象は報告されていない。

また、ビルマで今日実施されている籾供出制度と比べてみても負担の大きさはよく分かる。斎藤照子によれば、下ビルマにおける水田耕作規模は、ジャワとは桁違いに大きく、3.2 ha 以下(小規模)が31.7%、3.2~6.4 ha(中規模)が41.5%、6.4 ha 以上(大規模)が26.8%という状況である。したがって、ほぼ平均的規模と思われる10エーカー(約4 ha)耕作者を例にとってみると、供出量は、その土地の生産性に依りて16.5~45.4%になっている。ここで問題なのは、どれだけ取り上げられるかよりも、どれだけが手元に残るかということであるので、それを計算すると、167~191バスケット(3,490.3~3,991.9 kg)である。すなわち、供出量に大きな差があっても手元に残る量はほぼ一定になるように計算されており、しかもその量は、軍政期のジャワの農民に残された籾の量とは比較にならないほど多い。しかるに、斎藤氏は、この籾供出制度がビルマの農家経済を圧迫し、貧富の差

を拡大する方向にあることを指摘している[32: 2-26]。<sup>48)</sup>

スコットによれば、貧しい農民にとって重要なのは生産物のうちどれだけが取り上げられるかではなく、どれだけが手元に残されるかということであり、その量が「生存を維持するのに必要な最低限の水準(subsistence level)」を割った時、彼らは防衛的手段をとるにいたる。軍政期のジャワの農民はまさしくそういう状況に直面していたのであり、彼らが抵抗運動なり何なりの防衛的手段をとるにいたる客観的状況は熟していたということになるであろう。

(2) 村落共同体における権威と秩序の動揺

次に、そのような極度の貧困と、その一方で権力者の間に進行した対日協力や不正、腐敗が村落社会の既存の秩序や人間関係にどのような動揺を与えたかを考察してみたい。

プラオト・スモディオゴ(Prawoto Soemo-

48) この巻末に掲載された表によれば、下ビルマにおいて10エーカー(約4 ha)の耕作者に課されている供出量は次のとおりである。

エーカー当たり 収量 (バスケット)	全 収 量 (バスケット)	供 出 量 (バスケット)
20	200	33
21	210	41
22	220	50
23	230	58
24	240	66
25	250	75
26	260	83
27	270	91
28	280	101
29	290	109
30	300	117
31	310	125
32	320	134
33	330	142
34	340	150
35	350	159

1バスケット ≒ 20.9 kg

dilogo) は、インドラマユ視察報告書の中で、「以前はこの種（食糧不足）の困難はさほど痛切ではなかった。というのは村落住民の間での相互扶助の精神がまだ生きていたからである。しかしいまや、食糧、とりわけ米の入手が非常に困難になり、住民は食糧に関しての相互扶助は好まなくなった」と述べている[40: Bagian I, 6]。またスバルジョは、「(これまで) 貧農たちの困難を助けることができた村落経済の中心的人物、すなわち富農や中国人精米業者、それに公共の金融機関などはもはや、彼らのお得意さんたちに救いの手を差しのべるのを止めてしまったり、あるいは躊躇するようになった」と述べている[41: 4]。「相互扶助」と「貧困の共有」<sup>49)</sup>によって自立的な秩序を保っていたジャワの村落社会から、これらの精神があせつつあったとすれば、それは非常に大きな問題である。当時ジャワ各地で発行されていた官製新聞をみると、1944年半ばごろから *gotong rojong* という文字が急に汨濫するようになったのに気がつく。たとえば、*Asia Raya* [44] では、1944年10月24日から28日まで5回連載で“*Gotong Rojong*”と題する特集をのせている。それは、この精神がいかに美しく貴いものであるかを説き、いまこそそれが必要とされていることを強調するものであった。すなわち、軍政当局はより悪化する経済状況の中で、これまでも増して徹底した物資の調達必要性に迫られており、それをより効果的に行うために、ジャワ社会の伝統的な価値に訴えて住民の協力を取りつけようとしたものである。しかし、同時にそれほど繰り返し強調し、宣伝しなければならぬほど、相互扶助に対する住民の自発性が薄れつつあったということ

49) ジャワでは皆が貧しく、またその貧しさを人々が分担しあって、さらに皆がいつそう貧しくなっていく、という傾向があるとギアツは説いている。この「貧困の共有 (shared poverty)」という概念に関しては [4] を参照。

なのかもしれない。

1944年1月11日、軍政当局はジャワ全島に隣保組織を編成すると発表した。これは、日本国内と同じく「隣組」と呼ばれ、10～20戸をもって1単位となした。軍政当局は隣組の導入に当たってその目的を「ジャワ古来の隣保相扶の精神(ゴットン・ロヨン)に基づき、相互の互助共済その他の共同任務の遂行を期待する」と述べ[7: 50],<sup>50)</sup>これをゴットン・ロヨンの慣習と同一視させようとした。しかし当局の真意はむしろ、政府の方針を村落の下部にまでより徹底させ、粃の供出や労務者の徴用などを速やかならしめることにあったように思われる。すなわち、美辞麗句に飾りたてられたあらゆる宣伝活動にもかかわらず現実には隣組は「互助」ではなく「統制」のための機構としての側面の方が強かったのである。

隣組の組長は住民の選挙によって選ばれるのではなく、区長が任命することになっていた。組長は区長にとって協力的な人間でなければならなかったからである。すなわち、粃供出に当たっては、村落全体に直接目を光らせることのできない区長に代って、稲の刈り入れを監視し、供出粃の引き渡しを完全に遂行させる義務を負っていたのである。そして、隣組の組員には連帯責任が課されたため、お互いが助けあって供出の負担を軽減するよりは、むしろ牽制しあう傾向が強くなったといわれる。こうして、相互扶助の慣習は、隣組のような官製の組織の中へ制度化 (institutionalize) されたことによって、その本来の精神がゆがめられ骨ぬきにされつつあったということも当然考えられるのである。

このような横の連帯の弱体化に加えて、縦の人間関係には、それにも増して大きな亀裂ができた。軍政期の粃供出制度は県長以下村

50) さらに、ペカロンガン州告示第15号(1943年12月1日公示)「区常会・隣組常会組織整備要領」[6]も参照されたい。

長にいたるまでの地方行政官や区長<sup>51)</sup>に大きな自由裁量権を与えるものであったが、彼らはその立場上の特権を利用して供出を免れたり、また各種物資の配給の特別恩恵にあずかることができる立場にあった。その一方で、その地域に課されたノルマを果たすため、住民には強い圧力をかけなければならないこともしばしばであった。

アントン・ルーカスは、そのペカロンガン州プマラン県地区における社会革命の研究の中で、軍政期の粃供出に際して、区長が農民をだまして利益を得る方法は4とおりあったと述べている[30:93-94]。第1に、これはどの地域にも当てはまることではないが、少なくとも彼の調査地域においては、供出粃の計量は集荷場ではなく区長のもとで行われたため、区長は稲穂が湿気を含んでいることを理由に、必要以上に大幅に価格を引き下げて買いたたくことができた。第2に、生産者が運んでくる稲穂から振り落ちる粃を集めるとかなりの量になるが、これを区長が私物化した。第3に区長は、自分の職田(tanah bengkok)に割り当てられた供出を、他の生産者から取り上げた粃で振りかえることができた。第4に、区役場での計量の際に、秤に細工をしてごまかした。そして、これらの方法でういた粃を、区長は闇市で販売して高い利益を得た。

また「チレボン(Cirebon)州視察報告」によれば、同州クニンガン(Kuningan)県のダルマ(Darma)村では、ある副区長が、ある住民の供出粃を競売してその売り上げ金を着服し、チレボン憲兵隊に逮捕されたという事件があった[37]。また、オット・イスカンダルディナタ(Oto Iskandar Dinata)は、彼が調査したバンテン州とプリアンガン州では、多

くの区長が自らの粃供出義務を果たさず、他の住民にその分を押しつけている、と参与会議で報告している[45]。

このような腐敗は区長や区役人に限ったことではなかった。より高位の地方行政官にもまた不正取得や賄賂によって不当な利益を得る機会があった。プラオト・スモディオゴの報告書によれば、チレボン州インDRAMAYU(Indramayu)県では、1ha当たりの供出量が15~20キントル(1,500~2,000kg)にのぼり、他県の3.5~4キントルと比べて4~5倍であった。そしてそれは、地方行政官が精米業者から賄賂を受けとって、当局から割り当てられた以上のものを供出させていたためであったという[40:Bagian I, 4]。一般に、いかなる政治機構においても、統制が強化されればそれだけ腐敗の機会は増えるものである。そしてまた特定の官僚の手中にある自由裁量権が大きくなるほどその機会は増える。それに加えて、給料体系や他の社会・経済的要因の故に生活の経済的基盤が著しくおびやかされている時には、官吏は汚職に対して脆弱である。日本軍政期のジャワの政治・経済状況は、まさしくこれらの諸条件を兼ね備えており、腐敗を蔓延させるのに適した温床だったといえよう。

このような腐敗状態を目の当たりにして、農民たちの中には地方行政官に対する不信感や怒りがだんだんつのっていった。たとえば、ジャワ奉公会は、その人脈上、地方行政官の集団とみなされているために住民の関心が失われていた、という記録もある[37:2]。多くの場合、無力な農民たちはそれでも黙々と耐えしのぶことしかできなかったが、しかしいくつかの地域では不満が爆発し、地方行政官に対する殺害や反乱が発生した。前述のプマラン県では、アンペルガディン(Ampelgading)村の村長が、1943年のある日に、群衆に包囲され殺された。彼はその年の夏に村

51) 明らかに反日的とみなされた一部の者を除いて、地方行政官や区長の大部分は、オランダ時代の人材がそのまま登用されていた。

内の民家を家宅捜査して隠匿糧の摘発に当たり、住民の憎しみを買っていたという [30: 96]。またインドラマユ県では、1944年6月から数カ月間にわたり、県内各地で地方行政官に対する反乱状態が続いた。その一環として、シンダン (Sindang) 村の村長が殺害されたほかカラングンペル (Karangampel) 村長がいやがらせにあった (menganiayi) り、シリエック (Siliyek) 村長の屋敷と事務所が略奪されるなどの事件が相次いだ [40: Bagian I, 2-4]。そして、この背後で住民を指導したのは3人の回教教師だといわれている [10: 243, 注60]。この鎮圧のために特別警察が出動し、その衝突の中で4人の農民が殺され、区長を含む7人が逮捕された [2: 268, 注46]。また州庁は、インドラマユ県長以下、地方行政官の大規模な配置転換を命じ、<sup>52)</sup> 事態を収拾しようとしたが、これ以後数カ月をわたって同県では無政府状態が続き新任の地方行政官は恐れてこの地域に足を踏み入れることができないほどであった。その結果、税の徴収も、糧や労務者の供出も停止したと、プラオトは述べている [40: Bagian II, 5]。

もちろんすべての地方行政官がここに述べたような不正を働いていたわけではないし、反対に上からの命令に逆らって住民の側につこうとした者もいる。しかしそのような場合、必ず悲劇的な結果が彼自身およびその共同体の住民にふりかかることになった。たとえば、ケドゥー (Kedu) 州ウォノソボ (Wo-

52) *Kan Po* No. 49 によれば、インドラマユ県長モハammad・スディオノ (Mohamad Sediono) は8月8日付で依願退職し、後任には、民族主義者で地方行政官としては全く経験のないムルジャニ (Moerdjani) 医師が任命された。その他、インドラマユ郡長がマジャレンカ郡長と、カラングンペル郡長がチレボン県パブマナン郡長と、ロラサン郡長がチレボン県プルンボン郡長とそれぞれ交代になった [8]。しかしこの配置転換は等級の変化を伴っておらず、特に処罰的な意味はなかったようである。

nosobo) のある区長は、彼の区内の水田の収穫についての報告を故意に怠ったところ、区内のすべての糧が押収されるという結果を招いた [41: 7]。またプマラン県のウルジャミ (Ulujami) 村パムティ (Pamutih) 区のある書記は、ある貧農がスラマタン (法事や慶事に際して、近親者や近隣の者が一堂に会してともに食するジャワ伝来の祭礼) のためにこつこつと蓄えていた10束 (約60kg) の稲穂を村の警察が取り上げようとするのを説得して防ごうとしたため、彼自身米10キントルを没収された上、憲兵隊に連行されて拷問を受けた [30: 96]。このような惨事にいたらないまでも、日本当局は、非協力的な地方行政官は容赦なく罷免した。その一方で、全く地方行政官としての経験のない者でも、単に日本軍に協力的であるからというだけの理由で責任ある地位に抜擢されるというようなこともしばしばあった。<sup>53)</sup>

住民の反感を買ったのは地方行政官だけではない。地方行政官が官憲を代表する権威だとすれば、在野にあって村落の住民に精神的な指導者として影響力のある立場にいたもう一つの権威、回教教師や回教法学者たちもまた住民の不信を買ったことが報告されてい

53) *Asia Raya* (1944年10月30日付) によれば、当時ジャワ全土で67人の県長 (侯地を除く) がいるが、そのうち34人が日本軍政下で新たに就任した者である。そのうち3人 (タンゲラン県長アティック・スアルディ、テガル県長マス・ブサル法学士、インドラマユ県長マス・ムルジャニ医師) が、外部からの登用で、地方行政官としての経験が全くない県長である [44]。また地方行政官外からの登用の例として、ブリタル県奉公推進隊長ルラリがロドヨ郡長に任命されたと報じている [*ibid.*] (1945年5月24日付)。さらに、同じくクディリ州ッガンジュック県パティハンロオ村の奉公推進隊小隊長が同村の村長に、またブリタル県ウリンギ郡推進隊中隊長が同郡の郡長に任命されたと報じている [*ibid.*] (1945年5月10日付)。この種の「政治的」人事の例は特に1944年後半以降、他にも数多くみられた。

る。「チレボン州視察報告」は、回教教師が糶供出推進に関係しているために住民の間での信頼が失われつつある、と述べている [37:2]。一方プラオトもそれを裏書きする次のような報告を行なっている。ブンテット (Buntet) に本拠をおき、チレボン州各地に多くの塾生<sup>サントリ</sup>をもつハジ・アバス (Haji Abas) という著名な回教教師が、カランガンベル村の集会で演説した時、多くの方は途中で中座し、残った者も激しく野次った。またシンダン村へ演説に行った時、糶の供出について触れたところ聴衆は話を止めるよう騒ぎたて、石を投げつけんばかりであったという。そしてこれ以後人々は、彼に「キアイ・キンタル (キンタルは糶の重量の単位)」というあだ名をつけた [40: Bagian III, 1]。ハジ・アバスはまた、インドラマユ事件に際して住民を鎮めるために現地に派遣されたが逆効果で、“Kiyai Abas abis, Kiyai tjap oeang-kertas (キアイ・アバスはもうお終い。紙幣じるしのキアイさん)”などと罵られ逃げ帰ったという [37: 3]。

このように回教教師が憎まれた背後には、回教教師を、村落における宣撫工作の先兵として積極的に利用しようとする軍政当局の熱心な働きかけがあった。すでに軍政当初から参謀部の特務機関 (別班) や、宗務部関係者がジャワ各地を巡回して指導的な回教教師と懇談するというようなことが行われていたが、1943年7月以後は、各州の回教教師をジャカルタに集めて、3週間ずつ寮生活の中で再訓練するという「回教教師講習会」をスタートさせた。これは、より多くの回教教師の間に幅広く支持基盤を作りだそうとするもので、終戦までに17回の講習会が行われ約1,025人の回教教師が講習を受けた。これは、当時のジャワ全土の回教教師の18.5人にひとりの割合である。講習内容は、当然、時局の要請に応じたものばかりで、中でも農業関係

の課目、特に食糧増産などに関するものが大きな比重を占めていた。講習会を終えた回教教師は、自分の村落に帰り、回教塾での日常の教育の場で、あるいはまた回教教師遊説視察員などという職務を与えられて、住民に対する宣撫工作を行なった。<sup>54)</sup>

回教教師はまた、単に糶供出の推進勢力になったのみならず、地方行政官と同様に不当な方法で利益を得ることもあった。オット・イスカンダルディナタの報告によれば、バンテン州では区長が村落の回教法学者たちにはあえて糶の供出を課そうとはしなかったという [24: 100]。バンテンは特にイスラム勢力の強い地域であり、区長も回教教師や回教法学者の住民に対する影響力の大きさに鑑みて、彼らの機嫌を損ねまいとしたのであろう。

もちろん、ここにあげたような例は特別なケースなのかもしれない。これとは反対に、回教教師や回教法学者が住民を指導して地方行政官の不正や圧政に立ち向かったという例の方が一般には知られている。たとえば、インドラマユ事件の背後にも回教教師の煽動があったといわれるし、さらに1944年2月にタシクマラヤ (Tasikmalaya) 県のシンガパルナ (Singaparna) で発生した (未遂に終わったが) 反日事件なども同様である。このようなことは、オランダ時代の農民蜂起などにおいても、ひんぱんに発生しているし、また1945年以後のいわゆる「社会革命」の中でも基本的な推進勢力であった。

しかし一ついえることは、軍政期の社会変化の過程で、ジャワ社会内部の対立の形態は多様化したということである。地方行政官という社会集団一つをとってみても、その性質は一枚岩的ではなくなっている。<sup>55)</sup> それは一つには、日本軍政当局が慣例を無視して

54) 「宗務部関係資料」[46]ならびに[13]参照。

55) 軍政期の地方行政官の地位に関しては [17], [38], [39]を参照。



この社会集団の外側にいた人々を登用したということにもよるが、もう一つには、オランダ支配下では比較的安定していた彼らの忠誠心アイデンティティの対象や帰属意識が危機にさらされていたことにもよると思われる。Bapak（直訳すれば「父」）としての伝統的首長の性格も、また政府の意向のために黙々と働く官僚としての性格もともに危機にさらされていたとすれば、そこに多様な行動形態が出現するのは決して不思議なことではない。特に、区長はオランダ時代には地方行政官の範疇に入っておらず、ほぼ完全に伝統的首長としての性格を有していたが、軍政期には中央政府から各種の役割を課され、政府の手先としての性格が強くなった。しかも、本来住民を保護する立場にあるこの区長こそが、米の生産者である農民に対して大きな影響力を行使でき、それ故に不当な利益を得ることのできる地位におかれた。このような急激な地位の変化の中で彼らの行動パターンが多様化、複雑化していったのも理解できることである。<sup>56)</sup>

ところで、軍政期のジャワ社会に散発的にみられた、上述のような伝統的権威者に対する不信や反抗は、その表現において、1945-1949年にかけて各地で発生し「社会革命」と呼ばれた状況と非常に類似していることに注目せねばならない。1946-1949年期中にジャワの一部あるいは大部分を再占領したオランダ当局の行政担当者による報告書 (Mailrapport) や、検察局 (Procureel Generaal) 関係の記録を調べると、各地で毎月何人もの地方行政官が誘拐、殺害、略奪などにあっている

56) 軍政期の区長の地位に関しては“De Verandere Positie der Desahooften” [3: 160-161] を参照。

57) たとえば、Opgave van ontvoerde en vermoorde volkshoofden en B. B. ambtenaren などのタイトルのおびただしい数の被害者リストが作成されており、それはジャワのほぼ全域にわたっている。しかし残念ながら、それらの殺害や誘拐事件の指導者など詳細は不明である。

のが目につく。<sup>57)</sup> それは、いわゆる「社会革命」が発生したとこれまでにいわれているスラカルタやペカロンガンあるいはバンテン地方に限らず、ジャワのほぼすべての地域で発生している。極端な場合にはバンテンのように、地方行政官による地方行政機構がほぼ完全に麻痺してしまい、イスラム勢力から成る革命評議会が行政権を掌握するということがあった。

そして、このような伝統的権威に対する正面からの挑戦は、独立宣言以後の現象だとみられてきたが、現実にはその原型が軍政期においても見出されるのである。そもそも地方行政官が住民の憎しみの対象になったのはその時に始まったことではない。18-19世紀に各地で起った農民蜂起も、大枠組ではオランダ植民地権力に対するものと位置づけられているが、直接的には地方行政官が標的になっている。それ以来、彼らの伝統的指導者としての権威は徐々に侵食され続けてきたが、オランダ政権が彼らに新たな衣を与え背後から支えることによって、彼らの権力の虚構は維持されてきた。<sup>58)</sup> 日本軍もまたそのオランダの役割を引きついだのではあるが、不慣れたことと、すべてが緊急事態下の政策であったため、その虚構を支えきれない部分が出てきたのだと解することができよう。その一方で、住民の側からの憎しみや不信をいっそう煽るような社会・経済的状況が進行したため、潜在的にあった対立が一挙に顕在化したのだといえよう。しかし、インDRAMUのような一部の地域を除いて、それが大々的に爆発するには、地方行政官を支える外国勢力がインドネシアの政治の中核から完全に後退するのを待たなければならなかったのである。

58) オランダ時代の地方行政官に関しては [18] に詳しい。

## 結 論

日本軍政期のジャワに導入された粃供出制度は、農村社会に大きな影響を与え、各種の社会変容をもたらした。それは第1に、貧農の家計を圧迫し、飢えと死亡率を上昇させて最低限の生存を危うくした。その一方で、富農には有利な制度であったため、富の偏在現象を強化した。第2に、村落の指導者層（地方行政官と一部の回教指導者）の間で不正行為や対日協力が目立ち、彼らの権威が失墜した。また村落共同体内部における「相互扶助」的な慣習にヒビが入った。

粃供出制度は、厳格な統制経済の下で実施され、行政当局と精米業者とがその実施を担当した。供出量は、まず軍政当局によって州単位で決定され、それが地方行政機構（州→県→郡→村）を通じて最終的には村落(区)単位で割り当てられた。すなわち、村落(区)全体に対して一定量の粃供出義務が課され、すべての責任が区長に集中した。各生産者への分担割り当ては区長の自由裁量権にゆだねられたため、個人的な情実が入りこむ余地が大きかった。一般に、権力のない貧しい農民には大きな負担が押しつけられる場合が多く、軍政後期には農家1戸当たりの平均供出高は生産物の30～40%にのぼった。本来ジャワの産米には商品的性格は薄く、オランダ時代末期における商品化率は25%程度にすぎなかった。しかもその大部分は地主や富農の手から出たものであって、一般の農民たちは、生産物を負債や小作料（現物納）の支払いに当てたり、種粃用・自家食糧用として手元に残したりするだけだったのである。したがって、生産物の30～40%を商品として売り渡すということは、その分だけ彼らの手元に残される食糧が削られることを意味した。その一方で、彼らがその売り上げ金でもって米や他の食糧を他人から買う道は、正規のルートでは

全く閉ざされていたため、農民の間では飢えと貧困が蔓延した。すなわちスコットのいう「生存のために必要な最低限のレベル (subsistence level)」さえ確保できないという状況が出現したのである。

その一方で富農・地主などは、供出粃を出荷したのちになお余剰米を残す余力があったので、これを貧農に闇価格で分配したり、高利で貸しつけることによって利益を得ることができた。こうして貧富の差はますます拡大し、貧農はさらに借金奴隷となっていた。そして借金を返済できなくて、担保にした土地を失い無産農民化してゆくという従来からのパターンにますます拍車がかげられた。かくして、軍政期には土地所有関係にかなりの移動がみられたのではないかと思われるのである。

さらに、前述のように区長や地方行政官には、米穀統制の実施過程において大きな自由裁量権が与えられたため、彼らはそれを利用して自分の供出分担を免れたり、時には精米業者と組んで割り当て量以上の粃を農民たちから供出させて余剰を闇に流すというような不正を行う機会もあった。官吏の汚職がジャワにおいて一般的な現象になったのは日本軍政以来のことだといわれるほどである。区長や地方行政官たちはこのころまでには住民を保護するという従来のパトロンの性格はほとんど失っており、粃供出制度の実施に際しては日本軍に協力し、農民にノルマを達成させるためには手段を選ばなかった。もちろん日本軍への協力を拒めば彼ら自身の生命が危ないという状況下のことではあったが、このために彼らに対する農民の憎しみが増大したことは否めない。

またここでもう一つ重要なのは、このような官憲を代表する支配者だけでなく、在野にあって住民の指導者として信望を集めていた回教指導者たちまでもが、日本側の宣撫工作

のエージェントとして動員され、訓練され、地方行政官と協力して働くことを押しつけられてきた、ということである。もちろんすべての回教指導者がそれに従ったわけではない。彼らの中には依然として農民の側に立ち、現に農民を率いて地方行政官や日本当局に対する抵抗を試みた例もあった。しかし、ともかくこれまで絶対的な信望を集めていた回教指導者の権威さえも挑戦の対象となり始めたということ自体が重要である。このことは、回教指導者たちの多くが比較的豊かな中農・富農層であり、彼らが粃供出制度によって被る被害が比較的小さかったということ、それどころか時には余剰米でもっていくぶんかの利益さえ得ることができる立場にいたということとも無関係ではない。すなわち、貧農たちにとって回教指導者に対する反感は単に感性的なものだけでなく、経済的要因に基づいたものもあったということである。そして、これはもちろん貧農対地方行政官の場合にも当てはまることであった。

このような、貧困による「階級的」対立の深刻化と、既成の権威の失墜とが村落社会にもたらした動揺は大きかった。1944年の夏から秋にかけてインドラマユ地方に出現した一種の無政府状態は、まさにそのような問題が一挙に爆発した典型的な例であったといえよう。そしてこの事件は、その原因、対立関係、また抵抗の表現方法などにおいて、その後1945年-1949年期にジャワの各地で発生し「社会革命」と総称されている現象と非常に類似している。すなわち、のちの革命期に広まった「人民主権」のイデオロギーや、上からの組織的なリーダーシップがいまだ欠如していた段階で、農民たち自身によってこのような状況がすでに創りだされていたということに、大いに注目してよいと思われるのである。

本稿は、その分析の範囲を日本軍政期に限定したため、それに続くいわゆる「社会革命」

の時代における発展には言及できなかった。しかし、筆者の問題関心はその時代への投影にあるのであり、今後の研究課題として続けてゆきたいことはいうまでもない。とりわけ次のような問題点は今後解明が必要である。

- (1) 地域による粃供出割り当ての軽重の差と、その後の土地所有関係における変化との間にみられる相関関係
- (2) 個々の区長、地方行政官、回教教師らが日本軍政期の粃供出促進において果たした役割と、「社会革命」期に彼らの身に起ったこととの間にみられる相関関係
- (3) 村落社会の比較的貧しい部分を占めているアバンガン農民と、比較的富裕層に多いサントリ農民との間での、経済的権益をめぐる対立がすでに1940年代においてみられるか否か。この問題は、その後1950年代と1960年代前期を通じて、PKI（インドネシア共産党）系農民とイスラム系農民との間に絶えずみられた、文化的亀裂と階級的亀裂を重層させた対立へと続く重大な問題だからである。

なお、本稿においては、軍政期の米穀政策の全体についてあまり詳しく述べることはできなかったが、これに関しては拙稿「日本軍政期のジャワにおける米穀流通政策」[29]を参照いただきたい。

#### 参 考 文 献

- I. 単行本およびその他の刊行物
- 1) Anderson, Benedict. 1972. *Java in a Time of Revolution: Occupation and Resistance 1944-1946*. Ithaca, New York: Cornell University Press.
- 2) Benda, Harry J. 1958. *The Crescent and the Rising Sun: Indonesian Islam under the Japanese Occupation 1942-1945*. The Hague.
- 3) Brugmans et al. 1960. *Nederlandsch-Indië onder Japanese Bezetting*. Franeker: Uitgave T. Wever.
- 4) Geertz, Clifford. 1963. *Agricultural Involvement*. Berkeley: University of California Press.

- 5) Giessen, van der. 1943. *Rice Culture in Java and Madura*. Bogor: Chuo Noozi Sikenzyoo.
  - 6) ジャワ軍政監部. 1942-1945. 『官報』ジャカルタ.
  - 7) ————. 1944. 『ジャワ年鑑』ジャカルタ: ジャワ新聞社.
  - 8) Jawa Gunseikanbu. 1942-1945. *Kan Po* No. 1-No. 72. Jakarta.
  - 9) Kahin, George M. 1952. *Nationalism and Revolution in Indonesia*. Ithaca, New York: Cornell University Press.
  - 10) カナヘレ, ジョージ. 1977. 『日本軍政とインドネシア独立』後藤乾一; 近藤正臣; 白石愛子(訳). 東京: 鳳出版.
  - 11) 加納啓良. 1979. 『パグララン: 東部ジャワ農村の富と貧困』東京: アジア経済研究所.
  - 12) 本岡 武. 1975. 『インドネシアの米』東京: 創文社.
  - 13) 治集団司令部. 1943. 『全ジャワ回教状況調査書』ジャカルタ.
  - 14) Reid, Anthony. 1974. *Indonesian National Revolution 1945-1950*. Hawthorn Victoria, Australia.
  - 15) Scott, James. 1976. *The Moral Economy of the Peasant: Rebellion and Subsistence in Southeast Asia*. New Haven and London: Yale University Press.
  - 16) Smail, John. 1964. *Bandung in the Early Revolution*. Ithaca, New York: Cornell University Press.
  - 17) Supena. 1948. *Pamong-pradja: Sebelum, Waktu dan Sesudah Perang Dunia Ke-II*. Jakarta.
  - 18) Sutherland, Heather. 1979. *The Making of a Bureaucratic Elite: The Colonial Transformation of the Javanese Priyai*. Hong Kong, Singapore and Kuala Lumpur.
  - 19) Sutter, John O. 1959. *Indonesianisasi: Politics in a Changing Economy*. Cornell University Southeast Asia Program Data Paper, No. 31. Ithaca, New York.
  - 20) 鈴木直二. 1974. 『米: 自由と統制の歴史』東京: 日本経済新聞社.
  - 21) 寺内清彦. 1944. 『農村実態調査報告——マラン州マラン県シンゴサリ—郡カランプロソー村タシマドゥ区——』ジャカルタ: 軍政監部調査室.
  - 22) The Netherlands East Indiës, Centraal Kantoor Voor de Statistiek van het Departement van Economische Zaken. 1940. *Indisch Verslag 1940*. Batavia.
  - 23) 早稲田大学大隈記念社会科学研究所(編). 1959. 『インドネシアにおける日本軍政の研究』東京: 紀伊国屋書店.
- II. 論文
- 24) Anderson, Benedict. 1966. Problem of Rice. *Indonesia* No. 2. Ithaca, New York: Cornell University Southeast Asia Program.
  - 25) Anonymous. 1946. De Rijstpositie van Nederlandsch-Indië. *Economisch Weekblad voor Nederlandsch-Indië* 12 (11). Jakarta.
  - 26) Anonymous. 1946. De Rijstpellerijen in Midden-Java Gedurende de Japansche Bezetting. *Economisch Weekblad voor Nederlandsch-Indië* 12 (21). Jakarta.
  - 27) Anonymous. 1947. The Economic Condition of Indonesia in Mid-1947. *The Economic Review of Indonesia* 1 (8). Jakarta.
  - 28) 近藤重蔵. 1979. 「追憶——尾崎清之助さんとの8ヶ月——」『友愛だより』第134号. 和歌山: ジャガタラ友の会.
  - 29) 倉沢愛子. 1980. 「日本軍政期のジャワにおける米穀流通政策」『アジア経済』21 (11). 東京: アジア経済研究所.
  - 30) Lucas, Anton. 1977. Social Revolution in Pemalang, Central Java 1945. *Indonesia* No. 24. Ithaca, New York: Cornell University Southeast Asia Program.
  - 31) Reid, Anthony. 1975. The Japanese Occupation and Rival Indonesian Elite: Northern Sumatra 1942. *Journal of Asian Studies* 35 (1).
  - 32) 斎藤照子. 1979. 「ビルマの粃供出制度と農家経済」『アジア経済』20(6). 東京: アジア経済研究所.
  - 33) Scheltema. 1923. De Ontleding van het Nederlandsch Landbouwbedrijf. *Mededeelingen van de Afdeling Landbouw* No. 6.
  - 34) Vries, de. 1933. Het Javansche Rijstjaar. *Economisch Weekblad voor Nederlandsch-Indië*. Jakarta.
  - 35) ————. 1947. Vital Statistics under Japanese Rule. *The Economic Review of Indonesia* 1 (1). Jakarta.
- III. 未刊行手記・調査レポート
- 36) Anonymous. 1944. Gewenschte Reorganisatie van Verwerking en Distributie van Rijst.
  - 37) Anonymous. 1944. Kesan Perjalan Keliling Didaerah Tjirebon, Indramajoe dan Pamanoe-kan pada Tanggal 23-31 Agoestoes 2604. (本文では「チレボン州視察報告」として紹介した。)
  - 38) Latuharhary. 1943. The Development of the Position of the Regent on Java.
  - 39) ————. 1943. Zijn wij Indonesiers in Staat Zelf het Binnenlandsch Bestuur over Java en Madoera te voeren?
  - 40) Prawoto Soemodilogo. 1944. Menindjau Kea-

- daan di Indramajoe. Bagian I, II, dan III.
- 41) Soebardjo. 1944. The Life Condition of the Population with Regard to the Requisition of Paddy by the Government.
- 42) Weerd, de. 1946. The Japanese Occupation of the Netherlands Indies: Prepared Statement for International Prosecution.
- Ⅳ. 新聞
- 43) *Tjahaja* (daily newspaper published in Bandung). 1942-1945.
- 44) *Asia Raya* (daily newspaper published in Jakarta). 1942-1945.
- Ⅴ. 公文書
- 45) Indische Collectie at Rijksinstituut voor Oorlogsdokumentatie in Amsterdam.
- 46) 「官房長官文書第1群」 Archief van Algemeen Secretary, Eerst, at Algemeen Rijksarchief in the Hague.
- 47) Archief van Procureer Generaal at Algemeen Rijksarchief in the Hague.
- 48) Koloniaal Archief, Proces Verbaal (Vb) at Algemeen Rijksarchief in the Hague.
- 注：46) と 48) は、従来ハーグ市の内務省所蔵旧植民地関係文書 (Archief van Ministerie van Binnenlandse Zaken, Indische Afdeling) に所蔵されていたが、1979年末以後、国立中央文書館 (Algemeen Rijksarchief) に合併された。